

平成26年第4回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成26年12月16日（火曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 議会運営委員会報告
 - 第 3 会期の決定
 - 第 4 諸般の報告
 - 第 5 行政報告
 - 第 6 一般質問
 - 第 7 議案第56号 中頓別町議会の議員及び中頓別町長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の制定について
 - 第 8 議案第57号 中頓別町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定について
- 追加日程第1 議案第56号 中頓別町議会の議員及び中頓別町長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の制定について（いきいきふるさと常任委員会委員長報告）
- 追加日程第2 議案第57号 中頓別町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定について（いきいきふるさと常任委員会委員長報告）

○出席議員（8名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 宮崎泰宗君 | 2番 細谷久雄君 |
| 3番 本多夕紀江君 | 4番 東海林繁幸君 |
| 5番 星川三喜男君 | 6番 山本得恵君 |
| 7番 柳澤雅宏君 | 8番 村山義明君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|-------|--------|
| 町長 | 野邑智雄君 |
| 教育長 | 柴田弘君 |
| 総務課長 | 和田行雄君 |
| 総務課参事 | 吉田智一君 |
| 総務課主幹 | 野露みゆき君 |

まちづくり 推進課長	遠藤 義一 君
まちづくり 推進課主幹	藤田 徹 君
産業建設課長	中原 直樹 君
産業建設課技術長	山内 功 君
農業委員会会長	森川 健一 君
産業建設課参事	平中 敏志 君
産業建設課主幹	千葉 靖宏 君
保健福祉課長	小林 生吉 君
保健福祉課主幹	矢上 裕寛 君
教育委員長	石井 英正 君
教育次長	青木 彰 君
会計管理者	藤井 富子 君
国保病院事務長	小林 嘉仁 君
国保病院事務次長	長尾 享 君
自動車学校長	大川 勝弘 君
こども館次長	遠藤 美代子 君
選挙管理委員会 委員長	佐藤 美昭 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	高井 秀一 君
議会事務局書記	田辺 めぐみ 君

開会の宣告

○議長（村山義明君） 定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第4回中頓別町議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

開議の宣告

○議長（村山義明君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付した議事日程第1号のとおりです。

会議録署名議員の指名

○議長（村山義明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番、柳澤さん、1番、宮崎さんを指名します。

議会運営委員会報告

○議長（村山義明君） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

東海林さん。

○議会運営委員長（東海林繁幸君） おはようございます。議会運営委員会報告を申し上げます。

本委員会は、第4回中頓別町議会定例会の会期日程等、議会の運営に関する事項に関し、12月1日、12月4日、12月16日に議会運営委員会を開催いたしました。その内容を報告いたします。

1、本定例会の会期については、当初本日12月16日から12月17日までの2日間といたしておりましたが、この会期中には町内で2件の葬儀が出ましたことと、さらに気象庁の情報によって異常気象が想定されるということで、それらの状況を見ながらの開会となりますので、会期は12月16日から12月19日までの4日間といたしました。

2、本日の議事日程については、日程第1号のとおりといたします。

3、一般質問について、通告期限内に通告したのは6議員であります。質問の内容の重複は見られません。

4、町長提出議案の取り扱いについて、議案第56号、第57号、第61号、第62号は、いきいきふるさと常任委員会に付託して審査いたします。その他の議案は、本会議で審議することといたします。

5、閉会中の郵送陳情等の取り扱いについては、全議員に写しを配付する措置をとった上、議長預かりといたしました。

6、本日の会議の冒頭から一般質問終了まで、役場町民ホール及び町民センターロビー

に設置されたテレビに配信いたします。

以上で議会運営委員会報告を終わります。

○議長（村山義明君） これにて議会運営委員会報告は終了しました。

会期の決定

○議長（村山義明君） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日12月16日から12月19日までの4日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日12月16日から12月19日までの4日間とすることに決しました。

諸般の報告

○議長（村山義明君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長一般報告、町長からの第7期中頓別町総合計画前期実施計画の第8回変更報告につきましては、お手元に印刷配付のとおりですので、ごらんの上、ご了承願います。

これにて諸般の報告は終了しました。

行政報告

○議長（村山義明君） 日程第5、行政報告を行います。

本件について町長から報告の申し出がありますので、これを許します。

野邑町長。

○町長（野邑智雄君） おはようございます。平成26年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さん方には全員のご出席をいただきましたことをまず初めにお礼を申し上げますし、また公私ともに大変お忙しい中、佐藤選挙管理委員会委員長様、それから森川農業委員会会長様、そして石井教育委員会委員長様のご出席をいただきましたことに私からもお礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

それでは、私から2点について行政報告をさせていただきます。

まず、1点目は、任期満了による町長選挙不出馬についてであります。私は、4期16年に渡って、町民の皆様のご支援とご協力を賜り、町政を担当させていただき、私の基本政策の一つである「財政基盤の強化」や「生活環境の整備」等について、私なりに一定の成果をあげることができたものと考え、又、体調もあまり良くないことから、来年の任期満了による町長選挙に出馬しないことといたしましたので、ご報告を申し上げます。

2点目は、有限会社中頓別振興公社の産業廃棄物収集運搬業の許可取り消しについてであります。町内で家電リサイクル法に基づく廃家電を収集運搬する有限会社中頓別振興公

社では、取締役の中に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定する欠格要件の該当者がいることが許可権者である知事の調査によって判明いたしました。11月28日付けで産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消されました。本件は、取締役選任の際、賞罰（欠格要件）の確認を怠るという初歩的な事務処理ミスが招いた結果であり、同社の事務を統括する代表取締役より、株主である本町に対し、深謝とともに、収集運搬業の再許可を得るための手続きを急ぎ、信頼回復に努めたいとの説明がありましたので、ご報告いたします。なお、収集運搬業の許可申請は、12月15日付けで知事に提出され、早ければ年内にも許可が下りる見通しであり、住民の皆様へご迷惑、ご負担をかけないように、町としても一日も早い業務の正常化に向け同社を支援して参りたい、このように存じます。

そのほかの一般報告につきましては、印刷物でご承知おきをいただきたいと思います。

○議長（村山義明君） ただいまの行政報告について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認めます。

これにて行政報告は終了しました。

一般質問

○議長（村山義明君） 日程第6、一般質問を行います。

本定例会では6名の議員から一般質問の通告がありました。

順番に発言を許します。

受け付け番号1、議席番号2番、細谷さん。

○2番（細谷久雄君） 皆さん、おはようございます。受け付け番号1番、議席番号2番、細谷でございます。師走の衆議院選挙も無事終わり、ことしも早いもので一年の締めくくりの時期となりました。それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に基づき、町政一般について質問させていただきます。私からは、きょうは子供たちが遊ぶ遊具は安全かと高齢者が安心して暮らすことができる町について、2点質問させていただきます。

それでは、1点目の質問の子供たちが遊ぶ遊具は安全かについてお伺いをいたします。町内のいろいろなところに子供たちが遊ぶ遊具が設置されているが、近年使用中の事故が全国的に相次いでいる。安全に安心して暮らすことができるまちづくりを推進していくためには、こうした公共施設の遊具の定期点検を初め、日常の維持管理が重要なことではないか。町として公園、学校関係の遊具などの管理状況と今後の維持管理のあり方について伺う。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 細谷議員の子供たちが遊ぶ遊具は安全かとの質問につきまして、中原産業建設課長並びに青木教育次長に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 前段について私からご答弁申し上げます。

中頓別交通公園、小頓別交通公園、あかね拡充団地の遊具につきましては、各維持管理業務受託者と連携をとりながら点検、維持管理し、状況に応じて修繕を行っております。各公園の遊具とも老朽化してきておりますので、今後も安全確保のため保守点検等を行うとともに、老朽化が進むことで利用に危険を伴うことが予想される場合につきましては更新等も検討してまいります。

○議長（村山義明君） 青木教育次長。

○教育次長（青木 彰君） 教育委員会所管施設についてですが、まず小学校及びこども館については、それぞれが主体となった安全点検の実施を基本としながら、教育委員会も状況を確認し、安全に利用できるよう、その都度修理等を実施してきております。次に、寿公園の遊具ですが、指定管理者である中頓別振興公社が主体となって安全点検を実施し、修理については相談、協議をしながら実施をしてきております。いずれも降雪前、融雪後の点検を基本としながら、月1回程度目視、打音、負荷等による点検を実施し、老朽化等による腐食やボルトの緩みによる事故が起きないように努めております。今後においても定期的な点検の実施を継続するとともに、老朽化が進むことで利用に危険を伴うことが予想される場合は更新等も検討してまいります。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○2番（細谷久雄君） それでは、ただいまのご答弁を伺いまして、何点か再質問させていただきます。

まず、1点目として、町の例規集の中にも中頓別町営公園の設置及び管理運営等に関する条例などがあるが、この中に公園に設置してある遊具の安全管理及び維持管理の項目が見当たりません。また、平成26年6月付で国土交通省から都市公園における遊具の安全確保に関する指針の改訂版第2版が発表されているが、町として本指針にのっとり、公園における遊具の安全管理を行っているのか伺います。

2点目といたしまして、私は遊びは子供の心身の発育、発達段階に応じたみずからの限界に挑戦するものであり、子供はその挑戦を通して危険に関する予知能力や事故の回避能力など、安全に関する身体能力などを高めることができ、子供の成長において遊具での遊びは重要な役割を果たしていると思います。そこで、今までに遊具の使用中的事故及び遊具のふぐあいに起因した事故が起きたことがないのか伺います。また、事故が起きているのであれば、そのときの処置、対応を伺います。

3点目は、私も中頓別町の遊具の設置してある場所を何カ所か見てきたのですが、寿公園のパークゴルフ場周辺やピンネシリ温泉付近にも使われていないような木製の遊具が設置されています。特に寿公園においては、木製の高いトーテムポールみたいのが立っているのです。それと、ピンネシリ温泉の遊具の付近には、ターザンロープというのですか、木製の支柱のものがありません。そこで、ちょっとお伺いしたいのですけれども、木製の遊具等の点検、管理、これがどのようになっているのかお伺いしたいです。

それと、最後に、中頓別小学校にも何点か遊具が設置されておりました。その中で、ジ

ヤングルジムの下、G L 5 0センチぐらいのところに虎ロープが巻かれていたのです。これだったら、子供は上がるのです。これは、私は何を意味しているのかちょっとわからない。それをお伺いしたいことと、小学校の遊具のところには木が生えているのです。それで、遊具に木がかぶさっているものが大分見受けられました。雪が降って、もうどうしようもないのですけれども、来春はちょっと木を切ってやって子供たちが元気に遊べるような遊具にしてほしいと思うのですけれども、その点ちょっとお伺いしたいところがありますので、以上の再質問にご答弁をお願いいたします。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） まず、中頓別町営公園の設置及び管理等に関する条例については、公園として設置されているのが条例にありますとおり寿公園と旭台公園とピンネシリふれあい公園と大畑山展望台公園ということで、この条例に基づいて管理をしているということでございます。先ほどご答弁をいたしました中頓別と小頓別の交通公園、それとあかね拡充団地の公園内にある遊具については、J R天北線転換促進関連施設の設置及び管理等に関する条例に基づいて交通公園については管理をしております。また、あかね拡充団地については、中頓別町営住宅の設置及び管理に関する条例の中で共同施設として管理をするということになっておりますので、それに基づいて管理を行っているところでございます。それと、平成26年6月に、都市公園における遊具の安全確保に関する指針ということで国土交通省のほうから改訂版が出されております。これに基づいて管理、点検を行っているのかということでございますけれども、正直言ってここに書かれている指針というのは比較的大規模なものも含めての指針でございます。先ほど答弁しております交通公園だとかあかね拡充団地については全てこの指針に基づいて行っているかといえ、今までは定期点検についても決してきちっと期間を決めて行っているという実態はございませんでしたので、今後につきましては国交省から出されているこの指針だとか、もしくは北海道からも公園に係る遊具等の点検マニュアルだとかそういったものも出されておりますので、今後については定期的に定期点検等を実施していくよう努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 青木教育次長。

○教育次長（青木 彰君） 安全管理の関係ですけれども、文科省のほうからも、今中原課長のほうから話がありました都市公園における遊具の安全確保に関する指針と、そういったものを活用して安全管理に十分努めるようにというふうな指導が年に3回程度来ておりますので、それに基づきながらも実施をしているということでご承知おきいただければというふうに思います。

子供が遊ぶ上での遊具は非常に大切なものでもあるということで、遊具での遊びでの事故ということですが、事例では、ことしですけれども、ブランコで兄弟で遊んでいて、ブランコを押して非常に危険を伴うような状態があって嫌がっていたところを遊び過ぎてといたしますか、落ちて事故が起きたというふうなことがございます。その対応として

は、すぐ病院に行って手当て、処置を行い、学校のほうから保護者への説明をしているというふうな対応をしております。

それから、寿公園の関係で木製遊具の関係のお話がありましたけれども、これも状況を見て点検をしてきておりますが、以前に専門業者に状況はどうなのだということで見てもらった経緯もあるように聞いております。今後については、利用も少なさそうですので、撤去等も含めて検討していかなければならないのかなというふうに考えているところです。あわせて、トーテムポールというところですが、私のほうでちょっと承知をしておりますので、管理をしている公社のほうとも十分打ち合わせをしながら、今後の管理を来年に向けて検討していきたいというふうに思います。

それから、中頓別小学校のジャングルジムの虎ロープの件ですけれども、いつの時点で虎ロープを張っていたかということもちょっと承知しておりませんでしたので、学校のほうにも状況も含めて調査をして、検討していきたいというふうに考えています。

あと、樹木の関係ですけれども、非常に生い茂ってきて遊具にかかっているものもありますので、この辺も枝の伐採等を検討しながら進めていくというふうな考え方に立っております。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） ピンネシリふれあい公園の関係での指摘がございました。ピンネシリふれあい公園につきましては、現在天北厚生園のほうに維持管理をお願いしておりますが、維持管理の契約の中には遊具に関する取り扱いについての規定を設けておりませんので、これについては直営、直営という言い方はおかしいですけれども、私どものほうで状況を確認するということで対応してきておりますけれども、指摘のとおりあの遊具も相当古くなっておりまして、危険の伴う部分も十分見受けられるところもありますので、その辺につきましては今後雪明けて再確認した上で撤去も含めて対応していきたいと、特にあそこの公園については現在利用度が非常に低くてほとんど利用されていない状況もありますので、その辺のことも鑑みながら対応していきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○2番（細谷久雄君） それでは、再々質問させていただきます。

私は、今まで公園は幼児や児童を対象とした遊具を設置してきたと思いますが、しかしこのごろ中頓別町においても少子高齢化に伴い、高齢社会が到来し、公園を使う世代が子供たちではなく大人、特に高齢者の公園利用が多くなってきたと思います。健康のために朝早くからウォーキングを楽しむ高齢者もふえていますし、公園は子供の遊び場としての役割から高齢者の健康づくりの場へと変わりつつあると思います。特に、メモリアルパークではゲートボール、寿公園ではパークゴルフなどが年齢層を問わず行われています。私は、これらの場所に、中頓別町民がいつでも健康な体を維持できるように健康遊具というのですか、お年寄りもできる背伸ばしの運動ができる遊具やストレッチの運動ができる遊

具などの健康遊具を設置して、子供も大人も利用できる公園づくりを検討してはいかがかと考えております。公園に健康遊具があることで、いろいろな年齢層の方が気軽に無理なく健康維持、健康増進に取り組むができ、また町民の皆さんのレクリエーションの場としてさらに利用価値が高まると私はと思いますが、町の考え方を伺います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 私からお答えをいたしますけれども、今一つの事例として、寿公園なりゲートボールをやっているメモリアルパーク等々について健康遊具の設置の話がありました。それぞれやっている、それを利用している人たちがどういう考え方を持っているか、こういうようなことにつながっていくのかなと思いますので、ゲートボールをやっている人たちやパークゴルフをやっている人たちに健康遊具の設置についてアンケート調査等々をしてみると、こういうようなことも必要かなと思いますので、その結果設置が必要かどうか、こういうことにつながっていくのだらうと思いますので、平成27年度に向けてこういうアンケート調査をやってみたいと、こういうことをご理解をいただければなと思います。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○2番（細谷久雄君） それでは最後に、遊具につきましては引き続き子供たちの安全のために万全な対応をお願いしたいことと、これからの高齢化社会を視野に入れた高齢者も利用できる健康遊具の公園設置も検討していただきたいと思います。

それでは、1点目の質問は終わりたいと思います。

2点目の質問は、高齢者が安心して暮らすことができる町についてお伺いをいたします。年々巧妙化した手口で高齢者を狙う詐欺、オレオレ、なりすまし詐欺、架空請求や悪質商法、送りつけ、居座り、上がり込み商法などが全国的にふえ続けているが、本町でも被害の発生を未然に防ぐために一層の対策が必要である。今まで高齢者、独居老人世帯などに対し、詐欺被害防止啓発などにどのように取り組んできたのか。また、これから冬本番を迎えるが、高齢者世帯など雪弱者に対する除雪支援をどのように考えているのか伺います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 高齢者が安心して暮らすことができる町にという質問につきまして、小林保健福祉課長に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） それでは、ご答弁申し上げます。

町では、例年町長を初め、生活安全協会長、枝幸警察署中頓別駐在所長が70歳以上の高齢者世帯を直接訪問して悪徳商法、オレオレ詐欺や交通安全の啓発活動を行っているほか、町老人クラブ等の高齢者団体において専門職員（稚内消費者センター職員等）を講師とした学習会を開催したり、今年度は敬老会において消費生活を題材とした職員による自作劇による啓発活動を行うなど、高齢者の方々が集まる機会を活用して啓発活動を行ってきております。さらに、今年度より枝幸警察署、町地域包括支援センター、町の3者で中

頓別町高齢者等の犯罪被害防止連絡ネットワークを組織し、各種犯罪被害の未然防止と被害拡大の防止を図るため、情報の共有を速やかに図り、関連情報がもたらされたときには職員による町内の巡視やヘルパーの訪問等における啓発等を行ってきています。また、地域ケア会議でも高齢者世帯に関する情報の共有に努めており、心配な世帯については訪問するなど、被害に遭わないように努めているところであります。

高齢者世帯への除雪支援では、昨年の第4回定例会で細谷議員の質問に対しお答えしたとおり、社会福祉協議会へ委託する除雪サービス事業と相談窓口で対応を図るとともに、町内状況の把握に努め、できるだけきめ細かく対応を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○2番（細谷久雄君） それでは、再質問させていただきます。

まず、高齢者の振り込め詐欺について伺います。枝幸署によると、先月27日から今月2日にかけて、宗谷管内居住の70代女性が総額600万円をだまし取られる振り込め詐欺の被害に遭っていたそうです。被害に遭った70代の女性はひとり暮らしで、27日に老人ホームの関係会社の社員を名乗るなど複数の男から、現金300万円を2回、合計600万円をレターパックで郵送、6日になって家族に相談し、だまし取られたことに気づいたそうです。現金は現金書留以外では郵送できない、レターパックやゆうパック、宅配で現金を送ってというのは全て詐欺ですということを枝幸署では警鐘を鳴らしていますので、中頓別町におかれましても早急に高齢者世帯を訪問し、このような手口の詐欺被害防止のために努めていただきたいと思います。また、ことし9月12日の敬老会にて中頓別町役場職員による特殊詐欺防止を訴える寸劇が行われたり、町でも詐欺被害防止啓発等に取り組んでいるようですが、私は年に1回、詐欺被害防止月間、これを定めて、町内の全高齢者世帯を訪問して振り込め詐欺への注意喚起を促すキャンペーンを実施してはいかがかと思えます。振り込め詐欺を防止するには、犯行の手口を町民の方々に繰り返しお知らせ、再認識していただくことが重要だと私は思いますが、町の考え方を伺います。

それと、雪弱者に対する除雪支援ですが、毎年の中頓別町及び社会福祉協議会では高齢者に対する除雪サービス事業の支援を行っているようですが、まず中頓別町にはひとり暮らしのお年寄りやお年寄りだけの世帯数が何件ぐらいあるのか、またその中で毎年どれぐらいのお年寄りが支援制度を利用しているのか伺います。さらに、今後も高齢化が進み、超高齢化社会が到来してくる本町において、現在の除雪サービス事業の体制でよいのか伺います。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） まず、特殊詐欺等に対する被害の防止に関しましては、非常に重要な問題という認識を持って、先ほどご答弁申し上げましたとおり、所管におきましてはまちづくり推進課の所管と保健福祉課のほうの所管と重なるところがあって、先ほども申し上げましたとおり、枝幸警察署を含めて、地域包括支援センターと言っていま

すけれども、保健福祉課、それとまちづくり推進課、そこの連携をしっかりとって、一人も被害に遭わないような対応を図っていかなければならないというふうに考えております。今年度におきましては、高齢者ではありませんけれども、町内でも実は特殊詐欺の被害が発生しているということでもあります。怪しい電話がかかったりした場合においても、あるいはちょっと被害の入り口に入った場合でも、町のほうには相談せずに消費者センターだったり警察のほうに相談したりというようなこともあって、全ての実態を今把握できているかということ、でき切れていないところもありますけれども、そういったところの関係機関としっかり連携をとって、町内のお年寄りに忍び寄るそういう危険に対してはしっかり防御ができる体制を構築していきたいという考え方です。新たなキャンペーン等の取り組みというご提案をいただきました。現在取り組んでいる事業等についての検証も踏まえて、今後の検討とさせていただきたいと思っておりますけれども、この分野については力を入れて取り組んでいるということですのでぜひご理解を賜りたいというふうに思います。

それと、除雪の問題でありますけれども、今ちょっと手元に正確な数字はありませんけれども、おおむね独居高齢者世帯が100、夫婦世帯が200とかというような数字になるのではないかなというふうに思っています。そういった中で、社会福祉協議会に委託している事業につきましては、町内に身寄りがいなかったり、あるいは所得の課題があったりというような条件もあって、例年25戸前後、26年度は今の取りまとめでは24世帯の方が対象になっているということでもあります。これは、あくまでも町として無償で除雪支援を行う対象というところでもあります。このほかに、町内でさまざまな形で除雪を請け負って対応している方もいらっしゃって、多くはこういった有償のサービスを活用されているのかなというふうに思います。それでもなかなか自分たちがしてほしい時間に除雪がしてもらえないといったような不満というか、そういった声もないわけではありませぬので、社協に委託している事業、それから有償のサービス、そういったものの実態を踏まえながら、先ほども申し上げましたけれども、お年寄りが困らないようなきめ細かな対応がとれる体制を構築していきたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○2番（細谷久雄君） それでは、再々質問させていただきます。

北海道の市町村でも、振り込め詐欺の被害を防止しようと電話に取りつける警戒メッセージつき通話記録装置を高齢者に無料で貸し出す事業が多くなってきました。この装置を電話機に取りつけると、電話がかかってきた際にこの電話は振り込め詐欺の被害防止のため自動録音されますという警戒音声の流れ、電話機をとると会話が自動的に録音され、犯人は録音に気づくと電話を切ってしまうケースが多いことから、このような装置を使い、詐欺防止対策に乗り出している市町村がふえているそうです。そこで、伺いますが、今後中頓別町としてもこのような事業に取り組んでいく考えがないのか伺います。

また、冬が到来すれば、老人世帯やひとり暮らし世帯での除雪は大変重労働です。特に除雪車が置いていった玄関先の雪は、高齢者は大変苦労しているようです。平成26年1

1月21日の日刊宗谷宗谷郡部版では、除雪隊出動と大きく書かれ、枝幸町の社協では除雪サービス事業として冬期間除雪の労力の確保が困難な高齢者及び身体障害者世帯の在宅生活支援として一定量の降雪があるときに居住住宅出入り口部分1カ所から公道までの通路部分、幅1メートルを歩行に障害がない程度の範囲で除雪を行うほか、生活上の安全を確保する最低限の除雪を無料で実施しているそうです。そこで、私は除雪機などを町が購入し、社会福祉協議会に配備し、除雪委託作業の環境整備を今後図るべきではないか、また燃料費などは町が負担することができないのか伺います。

さらに、昨年年第4回定例会、私の冬期間の除雪対策についての一般質問にありました除雪ボランティアによる支援体制の推進及び各自治会での高齢者に対する除雪支援活動について、町としてどのように取り組まれたのか伺います。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） まず、振り込め詐欺防止の電話でありますけれども、私どものほうにも警察のほうからこういった装置があるというようなご紹介をいただいています。すぐに全世帯ということではありませんけれども、モニター的に装置の設置を試みて、その上で広めていくというような手法もあるのではないかとというようなことを内部で検討しておりまして、この辺につきまして改めてその実施に向けた検討をしてみたいというふうに思います。

それと、除雪の問題でありますけれども、後段にありましたボランティアや自治会での対応ということについては、この件についてはちょっと対応がとれていないところがありますけれども、なかなか困難性が高いかなというような考え方を持っております。もちろん検討、協議とかということについてはしていかなければならない課題かなというふうに思いますけれども、去年、ことしと小頓別地区で集落支援員の配置という試みがなされておりまして、それらの活動についてまずちょっと検証してみたいなというふうに思っております。ボランティアができれば望ましいとは思いますが、改めてそういった体制等の取り組みということも視野に、除雪が困難な方への対応のあり方ということについては検討していきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○2番（細谷久雄君） それでは最後に、今後もさらにふえ続けることが予想される高齢者世帯、生活面でのさまざまな困難を解決していくことが私は課題になると思います。そのためにも、地域の支え合いや見守り活動を推進して、高齢者がいつまでもこの町、中頓別町に住み続けたいと思うように一人一人のニーズにきめ細かく行政として対応していただきたいと思います。

以上で私の一般質問の全てを終わります。

○議長（村山義明君） これで細谷さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受け付け番号2番、議席番号1番、宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） 受け付け番号2番、議席番号1番、宮崎です。それでは、1問目、

教育委員会職員の退職について伺います。

教育委員会では10月末をもって1人の職員が退職されましたが、その原因は何ですか。

また、社会教育主事資格を有する職員を1名募集しておられましたが、決定されたのでしょうか。

○議長（村山義明君） 柴田教育長。

○教育長（柴田 弘君） 教育委員会職員の退職について私からご答弁させていただきます。

9月1日に本人から退職願が出されました。理由を聞きましたが、以前から退職を考えていたとのことでもあり、決意がかたいことから、退職を承認したものであります。

また、社会教育主事資格を有する職員募集については、1名の応募がありましたので、近日中に面接試験を実施し、採用するか否かの結果を出すこととしています。それで、先週の11日に面接試験を行いました。採用内定をしたところであります。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） それでは、まず職員の退職についてですが、今のご答弁からすると具体的な理由は語らなかったということになると思います。実は、退職されたご本人が町を出ていかれた11月1日、町を出る前にお話をさせていただきたいということで前の日に私の会社のほうに寄って伝言を残していかれまして、私はそのときいなかったのですが、翌日お会いをしました。聞き漏らし、書き漏らしがないように録音もさせていただきまして、その証拠と証言をもとに再質問させていただきたいと思います。

まず、ご本人が退職に至った本当の理由、これは結論から言うと、いわゆる大人のいじめ、職場でのパワーハラスメントによって自分はやめたのだと。退職するときは常に一身上の都合だと思うのですが、それは建前であって、それぞれに理由があるわけです。これがきのうきょう入った試用期間の職員ならまだわかるのですが、たくさんの税金を費やして育ててきた、勤めてきた職員ですよ。理由は何としてでも聞き出すのが当然で、それでなければ承認できないと思うのですが、本当に私が聞いたようなことというのは何も言わなかったのか、これが1点。

以前から退職を考えていたという、ちょっと理由になるのかなという理由が1つお答えいただいているのですが、私もその話を聞いたことがあって、次の仕事が決まっているのだらうと、年齢を考えても当然であって、そうでなければ困るだらうなと思ったのですが、ご本人いわく、そんなうわさが出ることを不思議に思うと、精神的に参ってとりあえずやめるだけで、これからのことは何も決まっていないうし、探す時間を与えてほしいという話もしたけれども、認められず、図書室勤務を命じられ、最後の1週間はまた役場に戻されるということだったと。次の仕事も決まっていないうのに、これまでの経験や年齢を考えても以前から考えていたとは思えないですし、実際そうではなかったということなのですから、本当にそれだけは答えたということなのか、次の仕事が決まってい、以前から退職を考えていたと。もしそうであれば、やめた本人からすべし

かなければならないほど追い込まれた状態だったということになりませんかということ、退職についてこの2点。

それと、先ほど追加でお答えをいただきました職員募集について、当初1名応募ということでしたけれども、その後変わりなく、1名のまま試験をされて内定ということになったのか、この点についても伺います。

○議長（村山義明君） 柴田教育長。

○教育長（柴田 弘君） 私が9月1日に本人から退職願が出されたときのお話を申し上げますと、本人はあくまでも一身上の都合を通しておりましたし、本当に深く申し上げることができませんと、前々から考えていたことで、ここにきて急に考えたということではないということをはっきりと言われておりました。具体的にもう少し、差し支えなければ話を聞きたいのだけれどもと言ったときに、恩師と相談して判断したと、やめることを判断したということは言うておられました。個人的なことも絡んできますので、そういった判断をされた以上、もとの状態に戻って勤めていくということにはならないのだろうなということで、その話のずっと続きの中ではいろんなこともまだ言っていましたけれども、個人的なこともあるので、今後の本人の考え方もあると思いますから、その部分は多くはこの場では申し上げられませんが、今言ったここにきて急に考えたのではないということをはっきりと申ししていましたので、私もこれ以上引きとめても難しいのだろうなという判断をしたところであります。

大人のいじめ、職場のハラスメントという話を本人が多分されたのではないかなと思いますけれども、職場のパワーハラスメントの関係なのですが、厚生労働省で出している職場のパワーハラスメントの概念の中では、同じ職場で働く者に対して職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に業務の適正な範囲を超えて精神的、肉体的苦痛を与える、または職場環境を悪化させる行為という概念がありまして、職場のパワーハラスメントとしてはあくまで業務の適正な範囲を超えるものが基本的には対象になりますということで、受けとめ方によっては不満に感じたり、指示や注意、指導があったとしても、これが業務の適正な範囲で行われている場合にはパワーハラスメントには当たりませんという注釈もついておりますが、そういった部分を含めて業務の適正な範囲を超えた指導等が中で行われていたという判断は私もしておりませんし、本人の受けとめ方や周りの受けとめ方もあると思いますので、その部分については私もそういった部分は業務の適正な範囲を超えていないのだろうなという、5月の23日に就任してから退職願が出されました9月1日までの状況での判断であります。

それから、社会教育主事が2名体制になっているのですけれども、どうしても勤務の都合上、今現在1名ということになっておりましたので、そういう面を含めて本人にはやめるまでの間満足のいく形での対応がとれていない部分もはっきり申し上げてございました。先ほど言いましたように、図書室勤務に行ったり、役場に戻されたりとかという、これはどうしても業務を最終的に処理していただくこともありますから、そういう面では本人が

満足いくような形での取り扱い方ができない部分もあったことは、それは事実でございます。

それから、職員の募集の関係ですけれども、1名が締め切り日、その日に来ておられて、17日に締め切って、足りないというか、少ないものですから、そのときは電話での報告等がありまして応募に来たのですけれども、少ないものですから期限を30日まで延ばして再度募集をかけたのですけれども、その1名以外に来なかったものですから、最終的に試験に踏み切って進めてきたということです。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） まず、職員募集については最終的にも1名だったということで、わかりました。

職員の退職については、再度伺いたいと思います。今教育長にたくさんお答えをいただきましたけれども、後半のほう、本人の思うような勤務はできなかったということだけでも、パワハラに当たるような業務内容ではなかったというふうを感じるというお答えだったと思います。ご本人も同じようなことをおっしゃっていたのですけれども、私に話したことというのは自分の主観であって、お互いに言い分はあるだろうと。私も第三者ですから、客観的にお話を聞かせていただいたつもりです。ただ、先ほどパワハラのガイドライン等の話マニュアル等の話もされていましたが、今特にたくさんの職員を抱える職場ではメンタルヘルスというものの講習会に積極的に参加をしているようで、福祉関係の知り合いから講習の内容を聞くことができたのですけれども、確かにパワハラと一言で言っても判断は難しいだろうと私も思いました。ただ、今はパワハラを受けたとか、または受けていると感じる本人の主観がどちらかといえば優先される。そういう世の中になってきているということなのです。ただ、それもその事例によると思うのですけれども、何も無いのに騒ぐ人がいるかもしれないし、どういうことがあったかということも重要だと思います。今回退職された方は、主に仕事ができないという理由から、膨大な仕事量を与えられ、慢性的な残業を余儀なくされてきたと、それで同僚と口論では済まないようなトラブルになったりしたということがあったようなのですけれども、その点ご存じだったかどうか、また彼がそういう状態であったという認識はあったのでしょうかということが1点。

パワハラに当たるような業務内容ではなかったというお答えだったのですけれども、また仕事ができる、できないの判断というのは当然あるものだと思うのですけれども、人間ですから、それぞれ短所がありますし、ただ採用された以上はそこを責める権利は誰にもないと思います。気をつけるように注意するというのは必要だと思うのですけれども、短所なんて完全には直りませんし、人間ってそんなに簡単に変わらないですよ。だから、大事なものは長所を生かすことであって、短所があるのと同じように、長所のない人間もいないと思います。なので、仕事ができないと思う人に仕事を蓄積させているのだとしたら、それは間違いではないですかということで、できることをまずやらせてもらえばいいと思う

のです。彼は、話をほかから聞くところによると、一部の中高年の方々には人気があったようで、プライベートでも高齢者の方々と一緒にクラシックコンサートに行ったり、温泉などの観光地に連れていったり、それも私は社会教育への貢献になるのではないかなと思うのですけれども、つまり職員1人で全町民のために何かできるわけではないと思います。職員全員で全町民をカバーするのですから、町職員どなたも誰かにとって必要な存在であって、こういうことで休職者、退職者を出してしまうというのはもったいないことだと思いますかということが2点目。

あと、これは私が感じていたことなのですから、野球場、ふれあいスポーツ広場と今は言うのですか、そこでのサッカーゴールの設置というのがありまして、こととしていうと組み立てから片づけまで、やっているのはサッカー協会の方と今回おやめになった方と私の3人だけなのです。ことし最後の片づけなんて、また3人です。近くで遊んでいた子供たちが見かねて手伝ってくれたぐらいなのです。これがどういうことなのかという、この3点。

最後、4点目は、これは町長にお伺いしたほうがいいと思うのですが、彼が私と話をしたときは、精神的にも少し落ちついたということで、それでも納得のいかないことはいろいろあるけれども、今でも納得のいかないのは6月議会で私の一般質問に答弁された町長のお答えであったと。委員会内でのいじめ等の報告は受けていないというご答弁だったので、報告されたことをいじめと認識されるか、されないかは個人差があると思いますが、少なからず委員会内でのトラブルや自分が置かれていた状況というのは知っていたはずだと。その点について町長はいかがか、いじめやパワハラと判断するか、しないかに町長のお考えがあるかと思えます。ただ、そのような報告自体は受けておられたのか。また、今任期で見ても町長のこれまでの在任期間のお話を聞いても、定年前にやめられた方が多くないですか。また、その中でも、今回のような件に限らず、退職願を受理するかどうかというご判断が少なからずあったと思うのですけれども、その基準って何かあるのか。皆さん大切な人材ですから、おとめになるならどなたも分け隔てなく必死におとめになるべきではないでしょうか。また、退職者が多いということは、やはり職場環境に問題があるということではないでしょうか。公務員って一番やめたくない仕事だと思えますので、その点も伺います。

○議長（村山義明君） 柴田教育長。

○教育長（柴田 弘君） 1番目の業務内容なのですから、特に社会教育主事としての業務内容は皆さんご承知かとは思いますが、計画の立案、企画、それから実行という形で大きくそういったものにかかわって町民の指導をしていくということでもありますけれども、そういった部分についてどのぐらいの範囲でやめられた職員が対応できたかというところは、私も全て全部を把握しているわけではありませんが、今までいろんな方から少しずつ聞いているところをお話しますと、余り広範囲な形で業務をこなすという部分は、若干ではありますけれども、失礼な言い方になるかもしれないのですが、2人でやる

場合助けてもらっていることが多かったという話は聞いております。ですから、一番仕事の中で大事にしていることも、それぞれ業務を停滞させないために報告、連絡、相談は、これはみんなしっかりやってみようという方針でやった場合、そういった報告とか連絡、相談がまるっきりなくて単独でやっていたようなこともある場合がありますので、そういった部分ではそういった指導、あった場合はその都度指導するということをとっております。

それから、やめるまでの間、宮崎議員さんのところに行って話した職員間同士、同僚同士のトラブル関係については、本人と実際に業務の中でうまく進まなかった部分がありまして、そういったトラブルは聞いております。その原因は何なのかということも本人からちょっと聞きましたけれども、その部分は自分が十分その調査資料などの出し方を含めて足りなかったのも一つかなという捉え方もされておりましたが、そういったトラブルは一度私のほうには報告、やめた職員からの報告は受けております。

それから、それぞれいろんな長所がありますので、宮崎さんが言いましたように、高齢者の方に対しては、私も見る範囲ではかなり高齢者の方は来て、親しくと言ったら変ですけども、きちとした形で受け答えしていた部分もあるのは私も承知していました。そういう長所もありますので、そういった部分は当然、高齢者ばかりではなくて子供から全部を対象としておりますので、そういった部分はもう少し、高齢者ばかりではなくていろんな方とのかかわりも深く持っていただきたいという気持ちもありました。

こういった部分で11年間勤めていただいた職員が退職するというのは非常に残念なことですし、私もそう思います。先ほどから言いましたように、今回本人が急に考えたことではないということをお話ししたのですけれども、職場に入ってからいろいろな資格等も取りながら、自分に合わないところ、多分この町でやっていく部分での合わないところとかをほかの方向に向けている部分もあったように聞いていますし、最後の話し合いの中でもそういった資格を取るのだという気持ちもまだ持ちながら、進んでいきたいという気持ちも言っておられましたので、そういった部分では向上心を持って、今後も目標があればそういう目標に向かうべきだというお話を私もしたのですけれども、そういうことです。

それから、ふれあいスポーツ広場の関係なのですけれども、私もサッカーゴールの組み立ての仕方だとかは把握していなかったのですが、承知していなかったものですから、あそこのふれあいスポーツ広場自体は振興公社に指定管理している施設なものですから、そういう部分で指定した業務とその関係について詳しく承知していませんので、そのような状況がどういうふうになっているかはまた後で調べて、ご報告させていただきます。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 最後の質問について私からお答えをいたしますけれども、6月定例会でお話ししたとおりでございます、本人から私のほうに、いじめられたとか、また

仕事の関係で私のほうに申し出があったとか、そういうことは一切ありません。そういうことで、内容的には今回の退職の関係については今教育長が話したとおりだと認識をしております。たまたま、やめられることになって1回だけ私本人を呼んで、就職先は決まっているのかとか、どこへ行くのだという話はしたことはありますけれども、それ以外の話をしたことはありませんので、私からこうだ、ああだということはちょっと申し上げられません。

ただ、先ほど最後に、私が町長になってから職員の退職が多いのではないかと、こういう質問がありました。特に病気で退職をされるだとか、それから家族の介護で退職をされるだとか、また町としては勸奨制度を持っていましたから、それに基づいてやめさせてほしいと、こういう申し出については当然それなりの優遇措置があるわけですから、私は勸奨によってやめさせてもらいたいという希望者についてはそのとおり実施をしまいいました。そういう関係もあって退職者が多かったのではないかなと思います。ただ、宮崎議員も思っているとおり、職員1人採用すると定年まで2億円を超えるだけの給与を払うわけですから、なおかつその間に研修等にかかなりの期間出すわけでありまして、そういうことでは、投資をしてきた職員がやめられるということについては長くなればなるほど町に与える損失は大きくなると、こういうような認識も私は個人的に持っておりますから、できるだけやめる場合については退職願が来ても必ず1回は私のほうで慰留をして、2回目出てきたところについてはもうやむを得ないと、恐らく2回目やっても3回目また出てくるだろうと、そういう認識を持っています、先ほど申したとおりの理由に基づいて退職をされている職員が多かったと、こういうことであります。

○議長（村山義明君） ここで、質問の途中ですけれども、10分間の休憩をとりたいと思いますので、11時20分から質問を始めてください。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時20分

○議長（村山義明君） それでは、休憩前に戻り会議を開きます。

一般質問を続けます。

宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） 先ほどのお答えについてなのですが、教育長がトラブルと認識できるようなことは一度はあったということで、町長は変わらずそういう報告は受けていないと。前は、トラブルのようなことは何もなかったというような印象を私前に質問したときは受けたのですけれども、教育長のほうはあったということで、町長にそれは伝わっていないということにはちょっと問題があるのではないかなと思うのですけれども、現時点ではそういう認識であるなら、町はまだ救われているほうなのかなと思うのです。今のままだと今後どうなるかわからないのですけれども、彼は話を聞いてほしいと言って私

のところに来たのですけれども、遠慮しながら語っていた部分もあったと思います。話していないこともまだたくさんあるでしょうし、私も話していただいた内容の全てを今伺ったわけではありません。また、彼は、トラブルになった同僚のことを一つも悪くは言っていなかったです。同僚も残業続きで、同じようなストレスを少なからず抱えていたからだ。つまり今回のようなことがパワハラに当たるのではないかと少しでも認識されていないとしたら、私はそれが一番問題だと思うのです。だから、町長、教育長には早急に職場環境の改善をお考えいただきたいというふうに思います。また、そのためには、私はもちろん、議員の皆さん、議会としても協力は惜しまないと思いますので、ぜひご相談いただけたらなというふうに思い、1問目を終わらせていただきたいと思います。

それでは、2問目、ピンネシリ温泉の経営についてです。今夏の好業績以降も資本金の元本割れを解消していける見通しは保たれているのか。温泉の今期の決算見込みを伺います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） ピンネシリ温泉の経営について、まちづくり推進課長に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） 私のほうからご答弁をさせていただきます。

ことし4月から10月までの収支は約90万円のプラスでありますけれども、今期はまだ5カ月間が残っており、例年利用者が減少するのはこれからであり、現段階で今期の決算見込みを申し上げるには余りにも不確定要素が多いため、第3・四半期の決算状況が確定するまで猶予をいただきたいというふうに思っております。ただし、指定管理者である中頓別観光開発株式会社には今できる最大限の努力をしていただき、単年度の営業利益を少しでも生むことができるよう、より一層の経営努力に努めていただけるよう指導はしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） まず、これは9月にもお伺いしたのですけれども、そのときは7月末までで約200万円の黒字ということでした。そして、今回その後8月、9月、10月の3カ月で100万円以上黒字が減ったということになると思うのですけれども、この3カ月ってまだ比較のお客さんが多いほうの時期だと思うのですけれども、ここで100万円以上の利益を失うということにまずちょっと疑問を感じます。以前は税理士とか頼んで来てもらっていたと思うのですけれども、これはちょっと私わからないのですけれども、経費がかかるからということだったのか、今は自分たちでやるようになっていきますよね。ただ、ここまでの赤字を考えると、会計士の経費ぐらい見ても大差ないのではないかなと思いますし、毎日日計表とか経理台帳とかをちゃんとつけて、毎月その帳簿を見てもらうということが逆に経費の節約につながるのではないですか。そういう正反対の発想も必要だと思いますし、そうすると正確な数字というのがまた違うものが出てくるのではないか

など思うのですけれども、つまり本当に7月末までの200万円黒字というのが正しかったのか、本当にこの200万円と今の90万円というのが正しいとしたら、お客さんが減ってくるこれからの5カ月では100万円では済まないと思うのです。お客さんが減る前の3カ月で100万円ですから、第4・四半期はこれが150万円や200万円くらいの赤字収支になって、結果的に単年度赤字になることも予想できると思います。この減り方から考えるとですよ。その点毎日の帳簿づけであったり、毎月の収支が本当に正しいのか、これ複式簿記だと思うのですけれども、正直私は観光開発内部で経理を行うのに無理があるのではないかなと思いますので、毎月税理士に見てもらうべきではないかということをお願いしたいと思います。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） 税理士の問題につきましては、前回のいきいきふるさと常任委員会のお話でもちょっとお話ししましたが、ことしからソフトが一緒になりました。それで、データは直接会計事務所のほうに行くようになっています。よって、会計士とは縁を切っているわけではありません。2カ月に1編、現在来ていただいて、二月分の収支について確認をしていただいて整理をしていただき、その内容が私どものほうに報告されてくると、会社のほうにも報告されてくるということです。税理士との関係については今も継続的にやっております。出されている数字については2カ月ごとにその数字が精査されて提出されるということでもあります。先ほど出ていました7月段階で200万円程度のものであって、それ以降100万円減っているのだけれどもということですが、これについては1つは収入高の部分で、前回もお話ししましたが、業者が多いので、どうしても宿泊した日に宿泊料が支払われるということではなく会計上会社から一括振り込みになってくる場合があります。そういう部分でいくと、その月にではなく、その次の月に収入として入ってくるという場合もありまして、それらの関係もあって、今の段階では9月まで会計士が入ってきて整理はされております。今月18日に会計士がまた来ることになっておりまして、そこで一応整理がされるということになります。今収入高だけを見れば11月の収入高が10月に比べて非常に多い形になっていますので、結果的に全体として収入が月々の部分としてはおくれて入ってきている部分中にはありません。ただ、これは前年比のかかわりでいくと、収入高は高いのですけれども、それに比べて正直言って光熱水費等の部分については前年を上回る形になっています。これは衛生費も同じです。これは、宿泊者が多いためにそれに係る経費が多くなっている。当然仕入れ高も、いきいきふるさと常任委員会のお話でも話しましたが、仕入れ高も多くなっている状況があって、その辺の対比の関係からいってこういう状況になっているということです。

ただ、人件費については前年に比べて今の段階で150万円ほど減になっている状況もあって、少ない人数の中で対応しながら経営の改善に会社としては努力をしているという状況はご理解いただければというふうに思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） 税理士のほうには2カ月に1回は見てもらっているということで、また今回お答えいただいた10月末のプラス90万円というのも暫定の黒字であって、またおくれて売り上げがある場合もあるということだと思います。ですので、収支が正しいということであれば、これも何回もお話出ていますけれども、指定管理料と収支の関係性、例えばですけれども、ある年を基準にして、1,000万円の指定管理料で100万円の赤字でしたと、だから次の年は指定管理料を1,100万円にしたけれども、また100万円の赤字でしたと。でも、これ同じではないですよ。単年度で見れば同じ100万円の赤字だけれども、前年度と比べたら200万円の赤字ですよ。私これ前に質問したことがあるのですけれども、何かちゃんとお答えいただけなかったように記憶しています。ピンネシリ温泉は、実際ここ数年このような状態が続いているということになると思います。指定管理料を上げても資本金が減るということは、赤字がふえているということになると思うのです。光熱費が上がっているとか、先ほどお答えありました。でも、私は決して人件費や光熱費だけの問題ではないと思うのです。だって指定管理料は実際ふえているのですから、こんなことをやっていたら幾らお金があっても足りませんし、1,000万円が100万円赤字なら1,100万円までは見ましょと、その100万円を90万円、90万円から80万円というように赤字を減らしてってくれる人や団体、企業に任せたい方がいいわけです。

これもさんざん言われてきたと思いますけれども、敏音知地区の他の施設や町内の観光スポット、寿公園やスキー場、町内の飲食店、各種イベント、これは山開きとかめぐみフェアのように単発だけではなくて日々の連携を図っていかないと、お互いに単体での売り上げというのはこれからもっと減っていくわけです。でも、第三セクターにそれを求めるのは難しいと思います。これは、経営努力でどうにかなるものではないと思うのです。法人の経営能力そのものにもう限界が来ていて、温泉という営業性の高い施設を指定管理にした時点で第三セクターの役目は終えるべきではなかったのか。温泉自体は、前回町長とお話をさせていただいたように雇用の場等の役割というのがあっていいと思うのです。ただ、観光開発株式会社にとってはさらに今後も会社の財産を失う結果になってしまったら、その半分は税金ですから、これはさすがに観光開発株式会社の町民にとっての存在意義について一つの結論を出していかなければならないのではないかなと思います。この点、筆頭株主である町のお立場から町長にお答えいただけたらというふうに思います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 私からお答えをいたします。

まず、ピンネシリ温泉の経営というのは大変難しいと思います。全くの素人が水商売にタッチをしてやっているわけですから、そしてなおかつ町の人口も減ってきておりますし、周りの人口も減っていると。そういう意味でピンネシリ温泉の経営を今後ともプラスで維持していくというのは私は大変難しい施設だろうと、このように思います。ただ、この施

設が本当になくなっていいのかどうなのかという問題もまたなきにしもあらず。私は、少しぐらいの赤字でも、町民の人にうんと利用してもらい、健康増進だとかそういう面で利用してもらおうということが必要なのかなと思うのです。ですから、今後は経営の中で、どのぐらい住民の人たちが温泉を利用していくのか、また利用していただいているのか、そういうものも一つの判断材料にして、継続をするのか、それともやめていくのかと、こういうような判断の一つの材料にしていくと、こういうようなことも必要なかなと思うのです。ただ、もう一つは、観光施設、観光協会等々と連携を図りながら、一括運営をしていくということも一つの方策になるのかなと思います。そういう面で、観光開発株式会社、そして筆頭株主である町とも十分協議をしながら、連携を図りながら、今お話ししたようなことを十分内部で検討してもらって、今後の運営をどうしていくのか、どうあるべきなのか、こういう判断をしていただきたいなと、このように思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） 温泉は、町内でも利用者の方は年々減ってきているとは思いますが、利用する方がいなくなっているわけではないので、やっぱり誰かにとってはあるべきだと思いますし、ぜひ町長も任期中にアドバイスなりというのを、これからどうやってやっていくという道を見出してあげてほしいなというふうに思います。

私の一般質問については以上です。

○議長（村山義明君） これにて宮崎さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受け付け番号3番、議席番号3番、本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 受け付け番号3番、議席番号3番、本多でございます。きょうは2点について質問したいと思います。

まず、1番目ですけれども、長寿命化計画で快適な住宅に変わるのか。平成25年度に約300万円をかけて中頓別町公営住宅等長寿命化計画が策定されました。この計画が実施されることで公営住宅入居者、入居希望者の希望、要望に応えることができるのでしょうか。そこで、4点ほど質問をいたします。

1点目ですけれども、計画ではあかね団地建てかえ戸数が平成35年度までに28戸とありますけれども、これで足りるのでしょうか。特に春先、職員の採用が決まっても住宅がなく、何とか間に合わせる、そういう状況が繰り返されてきているのではないのでしょうか。

2点目ですが、新しい住宅、あかね拡充団地のことですが、結露やカビの発生がひどいというのは工事に問題、欠陥があるのではないのでしょうか、改善することはできないのでしょうか。

3点目ですが、あかね団地35から40号棟は寒くて困るという声が大変多いように思います。断熱性を高める修繕はできないのでしょうか。特に玄関ドアは本当に朽ち果てていて、雪とか寒気がまともに入って耐えがたい状況であることは見てもすぐわかります。

次、4点目ですけれども、あかね団地35号から45号棟は長寿命化計画の計画期間で

ある10年間は屋根塗装などの維持管理が行われるようですけれども、その後はどうなるのでしょうか。これについては、旭団地の24戸も同じだと思います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 本多議員の長寿命化計画で快適な住宅に変わるのかという質問につきまして、中原産業建設課長に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） ご答弁申し上げます。

1点目でございますけれども、あかね団地の建てかえ対象である昭和40年度から昭和44年度建設の住宅の入居世帯数は現在23世帯であり、計画戸数が少ないということではございません。春先等に複数の単身者世帯の申し込みがあるなど一時的に希望する住宅に入居できないことはございますが、一年を通して入居できないということではございません。

2点目でございます。新しい町営住宅等は断熱、気密性が高く、24時間熱交換型換気としておりますが、結露やカビが発生している状況は把握しております。換気扇のフィルターの清掃をすることや窓をあけて換気をする等、湿気を多くしないようにしていただくようお願いをしております。

3点目です。断熱性を高めるためには住宅の全面的な改善が必要となり、長寿命化計画ではそのような改善は計画しておりません。玄関ドアのすき間等は、状況に応じて修繕してまいります。

4点目です。あかね団地35から40号棟、昭和51年度から昭和53年度に建設された棟の町営住宅及び旭団地町営住宅、昭和47年度、昭和48年度、昭和54年度に建設された住宅の建てかえ等の方針につきましては、あかね団地の建てかえ基本計画策定時に検討してまいります。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 再質問をさせていただきます。

何回も私は住宅の問題、戸数が足りないとかいろいろ取り上げているのですけれども、春先等に一時的に不足することはあるけれども、一年を通して入居できないことはありません。この答弁も何回か聞きましたが、一時的に入居できない春先が本人にとっても職員を採用する側の職場にとっても大問題ではないでしょうか。

そこで、質問をいたしますが、1点目です。団地の建てかえの説明というのは住民の方々に対して行われたのかどうか。今現在人が住んでいる、入居者がいらっしゃる住宅の除却、計画では除却と書いてありますので、取り壊しのことだと思っておりますけれども、平成28年から人が住んでいる住宅の取り壊しが始まるようですけれども、建てかえが始まるのは平成30年からとなっております。壊すのが先で建てるのが後では困るのではないのでしょうか。また、今住んでいらっしゃる方々、住宅をかわるにはやはり心の準備も含めて、人生の一大事ですから、いろんな準備、考える期間が必要だと思います。家賃とか経費も今までとは違って来るだろうと思いますので、そういう問題もあって、ある程度の期間が

必要だと思うのです。説明についてはどのように考えていらっしゃいますか。

2点目ですけれども、この計画の中に政策空き家に関する部分があります。今も政策空き家として24戸あるということですが、平成35年末の計画期間終了時も政策空き家の戸数は24戸、今と同じという考えのようです。政策空き家ですけれども、どの団地、住宅を考えていらっしゃるのでしょうか。一時的、緊急的な入居に対応するための住宅だと思うのですけれども、そうはいつでもそれなりの、やはり今の時代ですから、設備のある住宅でなければならないと思うのですが、どのように考えていらっしゃいますか。

3つ目ですけれども、長寿命化計画、どんなものができるか大変期待をしておりましたけれども、快適な住宅にはならないということがわかりまして、大変がっかりしました。あかね団地の35号から40号の維持管理期間10年間過ぎたら、壊すわけでもないと思うのです。ここは水洗化もされていますし、10年たったら壊しますということには多分ならないと思うのですけれども、それであれば風呂とボイラーぐらいはつけるべきだと思うのです。今何件か昔から住んでいらっしゃる方も多いのですけれども、その住宅は結構入れかわりがあるように思うのですけれども、風呂場はあるけれども風呂がないので、入る人の責任で風呂とボイラーを取りつける。個人負担、それは大変困ると思うのです。2万円や3万円ですることではないし、特に若い人であればそこに長く住むとは限らないですよ。そこで、この35から40号棟の風呂場と玄関のリフォームはできないのでしょうか。玄関ドアのすき間については状況等に応じて修繕してまいりますということですが、玄関のドアですから、すき間を塞ぐわけにもいかないと思うのです。どんないい修繕の方法があるのか。とにかく風呂場も年数もたっているので、木製の風呂場中はよく見たことないのですけれども、年数もたれば風呂場も痛んでくると聞いておりますので、ぜひこれは必要ではないかと思って、以上の3点伺います。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 長寿命化計画ができて、団地の方々に建てかえの説明をしているのかということでございますけれども、あかね団地の方々に説明はしておりません。実際に説明をする時期というのは、先ほど4番目にご答弁申し上げておりますけれども、具体的なあかね団地の建てかえ基本計画ができて、どこにどういった公営住宅を建設していくのか、何戸建設するのかと、そういったものが具体的に決まっていけないと具体的な形で入居者の方々に説明ができないということでございますから、今現在はしておりません。ただ、あかね団地の古いところについては、空き家、空き住棟というふうになり次第解体、除却をする考えでありますので、その姿勢については今後も変わりません。

それと、2点目の政策空き家の関係でございますけれども、これも今ご答弁いたしましたけれども、あかね団地の非水洗になっている昭和40年から昭和44年の住宅については、空き家になったら募集をすることなく、希望者がいれば入居していただいておりますけれども、一般の募集はしておりません。そこで、空き家となったら解体をするということで考えておりますので、古いあかね団地の公営住宅については政策空き家ということに

なろうかというふうに思います。

あかね団地の35号から40号棟の関係でございますけれども、先ほど答弁したとおり、昭和51年度から昭和53年度に6棟で24戸建設されております。建設後、築40年近い状態でございます、先ほど断熱の話も出ておりましたけれども、現在の公営住宅と比べれば断熱性能というのははるかに劣っているのも事実でございますけれども、長寿命化計画では、平成26年から平成35年までの10カ年の計画でございますから、建てかえ対象にしているのも古いあかね団地だけになっておりますけれども、その後については当然35号棟から40号棟の建てかえについても進めていくことになろうというふうに思いますし、先ほど答弁いたしましたあかね団地の建てかえ基本計画策定の段階では、古いあかね団地だけではなくて、この35号棟から40号棟までのあかね団地も含めた形でどういった形で団地を整備していくのかということを検討した上で策定されるというふうに思っております。そういったこともあって、リフォームは考えないのかということでございますけれども、通常の修繕等については入居者からのご要望があればその状況に応じて修繕させていただきたいというふうに思っておりますけれども、1回目の答弁で申しましたとおり、全面的な改善だとか、そういった規模の大きくなるような改善、もしくは風呂だとかユニットバスだとかボイラーの設置というのは今現在では考えておりません。

それと、長寿命化計画というのは、通常の小破修繕等々についてはこの計画の中にのせてはおりません。それは、この計画というのは、修繕だとか改善だとか建てかえだとかの活用手法を決めて、予防、保全的な形で修繕だとか改善だとかを行って既存の公営住宅を長期的に活用していこうと、そのための計画でございます、ただしかし今議員言われておりますあかね団地の住宅については既に築40年ほどたっておりまして、耐用年数も大幅に過ぎているという現状から考えると、将来的には建てかえになっていくのかなというふうに思っておりますので、そういったことでご理解をいただければというふうに思います。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 再質問に対する答弁が何かよくわからない点がありましたので、たくさん質問することになると思います。

まず、1点目ですが、計画がはっきりと決まらないうちは説明できないというのですけれども、建てかえ基本計画というのは一体いつできるのでしょうか。

それから、政策空き家について今24戸ある。平成35年末でも24戸を予定している。どの団地、どの住宅がそれになるのかということをお聞きしたのでございますけれども、今の非水洗の住宅が政策空き家として残るのですか、非水洗の古いところはあき次第解体していくというふうに聞いたように思うので、どこを政策空き家として考えてられるのか、そこをお聞きしたいと思います。

35号から40号ですけれども、建てかえの基本計画をつくる時点で決定するということがいいのか。それから、修繕はするとおっしゃるのですけれども、住民の皆さんがおつ

しゃるには、いろいろふぐあいがあるということを訴えてもなかなか見に来てくれない。お金がないから直せないと、そういうような答えだと、そんなことも伺っておりますけれども、玄関のすき間の修繕、玄関ですから、すき間を塞ぐわけにはいきませんけれども、何かいい修繕の方法があるのかどうか。

それから、大変多くなってしまおうのですが、あと2つほど再々質問でつけ加えさせていただきます。これから聞くのは建てかえに関連してのことなのですけれども、公共工事で作られる建物、公営住宅とかですけれども、本当にお粗末だと思うのです。個人住宅では考えられないようなことがあるのです。例えばこの役場の屋根ですけれども、毎年ひどい氷、つららです。こんなことは個人住宅や個人の事業所では考えられないし、見られないことです。それから、拡充団地の入り口の扉が異常に重たいとか、結露やカビが発生するとか。そこで、建てかえに当たってですけれども、役場の人たちが自分で住んでもいいと思えるような住宅をつくってほしい。いい住宅があれば、人がそこに住むし、人口減対策としても重要と思います。そんなことで2つお伺いしますけれども、1つは結露の問題です。先ほどの答弁で、最初の答弁でお答えいただいたのですけれども、カビや結露の防止のために換気扇フィルターの清掃をしてほしいと、それはともかく、できないことはないと思います。だけれども、窓をあけての換気というのはどうでしょうか。結露やカビが発生するのは冬場だと思うのです。ここは、冬場に窓をあけて換気できるような気象条件ではないと思うのです。建てかえる団地では、結露の問題、これはどうなるのでしょうか。拡充団地は、最新の技術の外断熱工法で、結露の問題はこれで解決するはずだったのではないのでしょうか。それ以前にできた高齢者向けのコンクリートブロックの住宅は、暖かくて結露はないと聞いているのです。結露で困っている、カビができたとかという話は聞かないのですけれども、建てかえ時には結露、カビの問題、これは十分に検証して、同じ問題がまた新しい団地で起こることのないようにしていただきたいと思っておりますけれども、その辺のお考えはいかがでしょうか。予算が決まっているので、そこまでは検討できないということはないと思っております。

2つ目ですけれども、長寿命化計画をつくるに当たって、住民の方々のアンケートを随分とられたのです。自由意見欄には、本当にそのとおりに思える意見がいっぱい書かれています。公営住宅を建てるに当たってそこまでどうかという意見もあることはあるのですけれども、住民の方々の住んでみての切実な希望、要望といたしますか、それについて建てかえに当たってこういう意見を十分に取り入れる考えはあるのかどうか、意見は意見として聞いておくだけでは本当に住民の方々はむなしと思うのです。今でも、アンケートには回答したのだけれども、あれはどうなったのかなというふうに心配されている方もおります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 先ほど答弁いたしましたあかね団地の建てかえ基本計画

はいつ立てるのかということでございますけれども、長寿命化計画どおりあかね団地の建てかえを30年から行うということになれば、その前年になるのかなというふうに思います。

2点目の政策空き家の関係でありますけれども、基本的に先ほども答弁いたしましたように、古い非水洗のあかね団地については空き家になり次第政策空き家ということで考えております。

3点目のお金がないから修繕ができないだとかというふうに、入居者の方がそういうふうに言われたことが仮にあるならば、それは大変申しわけなく、おわび申し上げますけれども、なかなかこちらの真意が伝わっていない部分もあるのかなというふうには思います。玄関の修繕だけではなくて、今住まわられていて本当に生活するのに困るといようなものがあれば、ぜひとも入居者の方々から言っていただいて、こちらからその状況を確認しに伺いますので、その状況に応じて修繕すべきものは修繕をしていきたいというふうに思います。玄関の修繕につきましても、何かいい方法があるのかということでございますけれども、これも状況を確認しなければ、今こういったことをしますというふうにはなりませんので、その辺はご理解いただければというふうに思います。

4点目の関係でございますけれども、結露だとかカビの問題については確かに入居者の方々に大変ご迷惑をおかけしている部分もございます。どうしても公営住宅というのは一般住宅と比べて住宅の規模、面積も小さいものですから、そこで同じ水分を発生させると公営住宅のほうが結露が発生しやすくなるという、そういう実態はございますけれども、ただしかし結露の防止等々については、フィルターの清掃だとか、例えば寝室であればたんす等の家具を壁から若干離してそこに湿気がたまらないようにするだとか、そういったことのお願いは今までもしておりますので、入居者の方々にお願いばかりになりますけれども、そういったような形で湿気がたまる空間をできるだけ少なくしていただくようなことをお願いをしていきたいというふうに思っております。結露だとかカビの問題について建てかえ団地についてどうするのか、反映するのかということでございますけれども、当然そういったことも含めて実際の建てかえをする段階では考慮しながら計画を立てていくというふうに思います。

それと、アンケートを長寿命化計画の策定にあわせてとっております。基本的には、現状がどうなっているというふうなことの把握と、あわせて今後公営住宅のあり方はどうすべきかということに対してのアンケート調査という意味合いが濃いものでございまして、議員おっしゃるように今後のあかね団地の建てかえを進めていく上でこういったアンケート調査の結果を十分反映しながら進めていくものというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（村山義明君） 本多さん、ここで昼食のために休憩をとりたいのですけれども、よろしいですか。

○3番（本多夕紀江君） はい、わかりましたが、ちょっと一言だけ。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 再々質問まで終わったので、これは質問にはならないのですが、玄関だけでなく、生活に困るようなことがあれば言ってほしいと、そうすれば確認に行きますと。玄関や大変古くなった風呂場で、今住んでいる方は生活に困っていると思うのです。玄関の状況は大変なことになっているので、本当に寒いときにぜひ行って見ていただいて、これで大丈夫なのですという感じなのか、これは大変だという感じなのか確認していただきたいと思います。

以上で1問目について終わります。

○議長（村山義明君） それでは、1時まで昼食のため休憩といたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

一般質問を続けます。

本多さん。

○3番（本多夕紀江君） それでは、2問目の8020で長寿と健康をについて質問したいと思います。

口腔ケアは長寿の鍵、8020でしっかり食事ができることは介護予防や健康寿命の延伸に間違いなくつながります。町民の健康意識は非常に高いと感じますけれども、口の中への関心はどうでしょうか。成人歯科検診の受診者は、特定健診対象者の全体から見ると少ないように思われます。歯科診療所のバリアフリー化やトイレの改修が行われ、誰でも受診がしやすくなったことと思います。8020、口腔ケアへの関心を高める施策を実施すべきではないでしょうか。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 8020で長寿と健康をの質問につきまして、小林保健福祉課長に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） ご答弁申し上げます。

町民の皆様の健康増進、介護予防のため、歯と口の中のケアはとても大切と考え、これまでも取り組んできているところです。現在町では成人を対象とした口腔ケア施策としては、歯科保健事業で特定健診の機会などに実施している8020さわやか健診、介護予防事業で健口サロン、健口訪問事業があります。今後もこれらの事業を継続するとともに、各種講座や広報等での啓発活動に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） こういう質問をいたしますのも、8020の運動といいますが、

制度といますか、それを最初に提唱して実践された自治体の元町長の話聞く機会がありまして、中頓別町でも歯科保健にもう少し力を入れられないかと考えたので、こういう質問をいたしました。歯も体と同じように、若いときは特にふぐあいはなくても、年齢が進むにつれて仕事や子育てに忙しく過ごしていつの間にか歯周病が進行していたり、多額の治療費がかかるはめになった、そういう話はよく聞きます。そこで、節目節目の年齢で歯科受診を促す無料のクーポン券を発行するようなことは考えられないでしょうか。

2番目として、啓発活動に努めたいということですので、大いに期待したいと思います。残念ながら、私たちには歯が丈夫だといつまでも食べる楽しみを味わうことができるという、それくらいの知識しかありません。正しい口腔ケアが全身の健康や介護予防にどのように役立つのか、科学的根拠に基づく紙上講座を広報を利用して実施することはできないでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） まず、1点目の歯科健診の無料クーポン券の発行について、今ご提案をいただいて、これまでちょっと検討したことがなかった事案でありますので、取り組めるかどうかも含めた検討になりますけれども、内部での協議を行わせていただきたいというふうに思います。

後段の紙上の講座ということでもありますけれども、これにつきましては広報でも今毎月紙面をいただいて、保健師の啓発活動を行っているところでもありますし、それ以外の媒体を含めてこれについては積極的に取り組んでいくようにしていきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） これ以上特に質問することといってもないのですけれども、8020はまだ住民の間に十分に浸透していないと思うのです。8020って何のことと言う人も少なからずおられます。総合計画では、生活習慣病の予防活動を積極的に推進していくことで早世予防や健康寿命の延伸を目指していかなければなりませんと、そういうふうにあります。生活習慣病の予防と同じように8020を目指す予防歯科にも力を入れるべきと考えますが、いかがでしょうか。26年度予算では歯科保健事業として58万円の予算が組んでありましたけれども、この予算というのは多少増額する余地もまだあるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） 議員おっしゃっているとおり、8020の考え方というのは非常に大切だということは先ほども申し上げたとおりで、そういった意識を持って保健、介護予防の事業に取り組んでいるというふうに思っています。まだ住民の中に浸透していないというご指摘についても、真摯に受けとめていきたいというふうに思います。本町の場合、1人当たりの歯科治療費や歯科の治療回数が多いというような統計がありまして、これはある意味では歯がよほど悪くなってから初めて歯科にかかるようになるという

ような傾向から生まれているのではないかというふうな分析もしております。そういう面では、日ごろから早目に歯科の検診を受けて歯を大切にしていこうという意識をより高めていく努力をしていきたいというふうに考え、ぜひ予防歯科に力を入れた取り組みを今後進めていきたいというふうに思います。予算につきましては、端的に申し上げればまだ組んだ予算も使い切れていないところもありますので、すぐ増額ということにはならないと思いますけれども、予算が足りないぐらい歯科検診に来ていただけるというような取り組みを目指していきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 簡単ではありますが、これで私の質問を終わりたいと思います。

○議長（村山義明君） これで本多さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受け付け番号4番、議席番号5番、星川さん。

○5番（星川三喜男君） 受け付け番号4番、議席番号5番、星川です。それでは、私から長寿園の増改修について質問させていただきます。

社会福祉法人南宗谷福祉会が平成27年、28年度に計画している特別養護老人ホーム長寿園の増改修について、常任委員会でも調査してきたところであります。実施に当たっては検討すべき点が多いと常任委員会では認識しているところでございます。母体となる法人の経営状況を含め、事業を計画どおり行える環境にあるのか、財政支援をする町としての考えをお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 星川議員の長寿園の増改修について、私から答弁をさせていただきます。

特別養護老人ホーム長寿園は、町内唯一の介護老人福祉施設であり、入所者へのよりよい介護サービスを提供していただくとともに、長期的に安定した運営ができる環境の整備が必要と考えております。また、南宗谷福祉会では、施設の増改修事業をこれまで当初計画したとおり27年度からの実施に向けて本年度設計業務等を行ってきております。南宗谷福祉会に自主財源は見込めず、費用のほぼ全額を町が負担しなければならないのが実情であり、町が補助するに際して、その財源をどう確保するかが大きな課題でございます。期待される国の補助制度創設に関する情報の収集に努めておりますけれども、現時点ではまだわかっていないというのが実情であります。また、経営的に大変厳しい環境にある施設運営についても、増築によりふえる経費がさらに経営を圧迫することにならないか危惧をしているところでございます。基本的には、入所者の利益を最優先に南宗谷福祉会の要望に沿って事業を実施していきたいと考えておりますけれども、最も有利となる財源の確保、経営の安定化などの諸課題を総合的に勘案した上で最終判断をする必要があると、このように考えているところでございます。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○5番(星川三喜男君) それでは、再質問させていただきます。

ただいま町長から答弁ありましたように、答弁書の中段にも書かれておりますように、南宗谷福祉会には自主財源が見込めず、費用のほぼ全額を町が負担すると書かれておりますし、今後その財源をどう確保するかが大きな課題であると書かれております。そこで、町長にまたお伺いします。事業年度が27年、28年の2年間ということをやっておりますが、ここで私から何点か質問させていただきます。この事業内容ですけれども、概算事業費が約7億円、その財源7億円は過疎債で5億円、そして一般財源で2億円とうたっておりますが、その財源の見通しがついているのかどうかもお伺いします。

私は、長寿園の増改修について反対するものではございません。決して反対しません。私も20年後には長寿園にお世話になると思います。私もそうであろうし、町長もそうであろうかと思っておりますので、反対するものではございませんけれども、全額を町負担するに当たり、なぜ法人からこの計画に5年もしくは10年後の見通しを立てて提出してこないのか、これが一つの疑問点なのです。私たちの経営の中で融資をお願いするとき、やはり5年、10年の見通し計画を立てて提出して、それが審査にかかって、それでオーケーですよという運びになるわけなのですけれども、なぜ法人のほうからそのような見通しが出てこないのか。というのは、過去2年間、去年、おとしと経営も、先ほど町長から答弁ありましたけれども、大変な中身です。赤字経営、それでなおかつ50人の定員で増改築しても同じことではなかろうかと。そこで、常任委員会からも出されましたけれども、本当に50人体制がいいのか、もしくは80人という体制がいいのか、これは常任委員会から当時調査したときの担当課長にも申しましたけれども、それもあわせて提出すべきだと。その判断を仰いで、遅くてもいいですから、まだ1年、2年は後回しでもいいのではないかと思います。その中で、町長はこの増改修に当たりまして長寿園の南宗谷福祉会のトップであります理事長もしくは施設長と何回懇談したのか、それもあわせて答弁願います。

それと、もう一点は、今後町行政側から理事として職員を送るべきだと私は思いますけれども、それもあわせて答弁願いたいと思います。

○議長(村山義明君) 野邑町長。

○町長(野邑智雄君) まず、1点、財源の確保というお話がございました。今担当のほうでは約7億円の工事費を予定して、過疎債5億円、それから一般財源2億円と、こういうような方法で財源の確保についてお話をしていると、このように思います。私どもも今何とか、8月に新聞に出ていたとおり、多床型でも国の補助制度が制定されるようにと、これを期待しております。厚生労働省では14年度中に一定の結論を出して15年度からそういう方向にすべく検討中だと、こういうような新聞報道がありました。私は、そのほかに北海道の独自の地域づくり総合交付金、これも国の補助制度とは別に申請を上げるべきだという考えを持っております。これも単年度1億円ぐらい、2年継続で2億円ぐらい申請をしてみる必要性はあります。北海道の単独補助でありますから、それぞれの町村の理由によって交付される可能性も十分あると、そういう認識を持っています。特にことしも

自動車学校の水洗化、それから長寿園のデイスービスの風呂、またはLEDの設置に伴う街灯の取りかえ等々についてこの補助金をいただきました。そういう意味で、補助制度のない場合については当たる可能性が十分あるという認識をしておりますから、そういう面での要望もしていくと、こういうような話。それから、過疎債については、私も札幌に出るたびに行って本庁の財政担当課長にお話をしております。財政担当課長は宗谷にいた職員なものですから、昔から私と懇意にしております、何とかそういう面で協力できる部分があれば協力をするよという話もいただいておりますから、そういう面での財源確保をぜひ今後も新しい町長も担当課長も進めていただきたいと、こういう認識を持っております。

それから、今言った道のほうの地域づくり総合交付金については、改めて町のほうで要望を一応上げています。後で担当のほうでも確認していただければわかると思いますけれども、上げていますから、つくかどうかは別ですよ、これは別ですけれども、そういう要望もしていると、そういうことをご承知おきをいただいて、一般財源は今約4億円、このために積んでありますから、そういう面での一般財源充当、そして起債を借りた後の償還等について交付税算入は70%ありますから、それを引いた30%について残りの2億円を充てると、こういうようなことで、財源の見通しについては割かし私は十分やれるのでなからうかなと、このように思います。

それから、2点目、理事長なり施設長と何回打ち合わせしたか、こういうようなお話がありました。回数は数えていないので、わかりませんけれども、第7期の総合計画にも長寿園の特養の改修、増築の計画がありますから、それも27年、28年を一応計画しているということで登載してありますので、そういう意味で施設長、理事長とも話し合いをしながら、財源的には何とか協力できるのだらうと、こういうような話でやってきております。回数は別にして、そういう方向でお話をしていると。

最後にもう一つ追加をいたしますけれども、私が理事長、施設長と話していて、今の長寿園の経営的なことには一切触れていなかったのです。ですから、大変厳しい状況にあるという認識は私は余り持っていなかったと。しかしながら、今週に入りまして、施設長には経営的にちゃんと経営をしてもらわないと町からの助成というのも難しくなる場合がありますよという話だけはしておきました。こういうことをご理解をいただければなと思います。

また、理事の問題でありますけれども、南宗谷福祉会というのは独立した法人でありますから、私のほうから町の職員なり、または特別職なりを理事に入れてくれと、これはなかなか難しいと思います。ただ、今後の経営のこともありますから、赤字になったから町に赤字補填をしてほしいと、そういうようなことだけではこれはなかなか我々も町民も理解しにくい面があるかと思っておりますから、そういう意味で今後理事の改選等について、実現するかどうかは別にして、町のほうからの理事というのはどんなものかという話だけはさせていただければと、このように思います。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） ということは、町長、27年から盛り込んで当初予算から盛り込んで事業をするということではないのでしょうか。

それと、理事のことなのですけれども、町長いわく経営が大変逼迫している中、町からの費用負担は相当なものですし、今後大変だから町にお願いしますということもなきにしもあらずで、そうであれば行政の中から理事を送り、そこでもっともっと、私たちが経営のほうに云々かんぬんと言うのも失礼かとは思いますが、高額なお金を出して増改築し、またその後も経営が大変だから町にお願いしますでは、これは簡単に町民も納得しないのでなからうかなと思いますし、そうであれば理事の中に職員、もしくは町からの指名者といえますか、誰でもいいですけれども、優秀な方を理事に送るべきだと私は思います。それが本当の筋道ではなからうかなと思いますので、その点再度答弁願います。

これは、27年からやるということではないのですか、27年でなくても、先ほど再質問した中で見通しがついた計画が出た時点からでも私は遅くないのでなからうかなと思います。何もそういう計画書もない中で、27年にお金つきましたから、はい、スタートしますでは、今後新しい町長が誰になるかはわかりませんが、これは大変な事業だと思います。野邑町長が計画した以上は、それを引き継いでいくのが新町長だと思いますから、もっともっと検討すべきで、安易に27年度からやるべき問題ではないと思います。1年、2年は私は延ばしてもいいのでなからうかなという考え方をしております。再度答弁願います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） お答えをいたします。

まず、来年度の町の当初予算は骨格予算ですから、私の時代に当初予算だからということで予算措置をすることは考えられません。私はしないと。新しい町長がどういう最終的な判断をするか、こういうことにならうかなと思います。ただ、基本的に、私も今まで長寿園の特養について増改修をするので、何とか過疎債をお願いしますとか、または北海道の宗谷総合振興局のほうに担当者を出して、27年、28年の計画をして事務を進めていますし、設計もやっていると、こういう話をしてきていますから、そういう面で年数を先送りするということがスムーズにいくのかどうなのか、それからそれを延ばすことによって財源の確保がうまくいくのかどうなのか、いろんなことがあろうかなと思います。そういう意味で、今後来年の5月に新しい町長が出ますから、そういう中で協議をしていただいて、南宗谷福祉会とも十分協議をした中で最終的に詰めていく必要があるのかなと、このように思います。ですから、私が今絶対27年、28年にやりますと、こういうことは言えませんけれども、今までの流れからいくと27年、28年の事業実施という方向にあるということをご理解をいただきたいのと、このように思います。

それから、最後に理事の問題の話がありましたけれども、私がここで必ず理事を出しますとか、そういう話ははっきり申し上げてできません。ただ、議会からもそういう話が

あって、理事に入れることができるのであれば、町からも1名ぐらいお願いができないかと、こういう申し出はさせていただくと、こういうことでご理解いただければと思います。
○議長（村山義明君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） 先ほど私は再質問で定員のことで50もしくは80体制、これは施設長とも一回話したことがあるのですけれども、50ではやはりなかなかうまくいかない、そうであれば80だったら、この間私たち常任委員会でも江別のほうに訪問したときに、80ならやり方ではペイするのではないかと、ペイと言ったら悪いのですけれども、それなりに経営をこなしていけると、そういう答弁もありましたので、それを常任委員会といたしましては50もしくは80定員でどっちがいいのかなと。80名でやれるのだったら、この増改修に当たりまして私は50名の定員でなくて80名の定員の増改修をすべきだと思うし、これはそこなのです。だから、法人からの答弁待ちだと私は思いまして、この質問をさせてもらったわけなのです。だから、何が何でも27年からやりますではなくて、そういうのも見ながら、お互いに行政と法人との話し合いで町民が納得いくような時期に私はやるべきだと思って、この質問をさせてもらいました。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 再質問のときに財源確保の関係で定員の問題の話があったものですから、私は財源の問題を答弁することによって今の話は成り立つのかなと、こういう理解をしていましたから、大変申しわけありませんけれども、昭和50年度、51年の2月に特別養護老人ホーム長寿園を開設して、そのときの定員が55名なのです。そして、ショートステイが1床、こういうようなことでスタートしてきたわけでありましてけれども、我々が長寿園といろいろと協議、打ち合わせをしている中では、55床のうち大体通常ベース、47人から48人の措置費、介護保険料しか入ってこない。というのは、やっぱり入退院が多くて、なかなか55床分の介護保険料が入るという形にはならない。そういう面で大変経営が厳しくなってきていると、こういうような話であります。

ところが、定員を上げることによって、1つはやっぱり専門職員の確保が大変難しいと、今でも難しいようでありまして、毎年求人札幌のほうに出かけていますけれども、なかなか自分の求人のブースに人が来ないと、こういうような話も聞いています。それから、たまたま確保されて採用した職員については、二、三年でやめて都会のほうに行ってしまうと、こういうような状況が続いているので、定員を増することは可能かもしれないけれども、それに対応する職員の確保ができないと、こういうようなお話を聞いています。私もこれが実態だと思うのです。私どもも病院の看護師が足りなくて、学校に事務長を募集に行かせていますけれども、なかなか簡単には確保できない。そういうような状況にあるということ南宗谷福祉会から聞いていますから、本当は今星川議員が言ったように定員80名ぐらいが一番利益率が高いのだと、こういうような話も聞いていますから、そういう意味でそれを含めて計画を延ばして、定員80名にしたときに本当に専門職員の確保ができるのかどうなのか、こういう問題が恐らく出てくるのだらうと思います。1つは、今

介護施設に働く職員の報酬が安いという話なのです。きょうの新聞を見ていましたら、1人当たり月1万円ぐらいアップするかと、こういう話もあります。逆に、介護保険料を財務省は特別養護老人ホームでは財源があるので少し下げると、厚生労働省は余り下げないで1%ぐらいにしてほしいというように新聞にきょう出ていましたけれども、そういう意味でなかなか難しい面がいっぱいあって、本当に定員をふやすことによって専門職員の確保ができるのかどうなのか、そういう面も含めて、今の状況をもう一度私のほうから南宗谷福祉会のほうに話をしてみて、その結果27年、28年になるか、28年、29年になるかわかりませんが、一応私のほうからもう一度南宗谷福祉会に話をしてみると、こういうことでご理解いただければと思います。

○5番（星川三喜男君） 以上で終わります。

○議長（村山義明君） これで星川さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受け付け番号5番、議席番号7番、柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 議席番号7番、柳澤です。それでは、自営業の次世代経営者に対する支援についてお伺いいたします。

農業者に対する次世代への支援については現在国の青年就農給付金がありますが、本町においてはその対象となった後継者が、農協に聞いての数字ですが、3名しかおりません。ちなみに、この3名なのですが、このうち2名が新規就農者、既存の後継者として対象になったのは1名のみということであります。これは、この給付金にかかわって経営に従事してから5年以内に経営を継承することが条件としてなっておりますが、このことが弊害となっているというふうに思います。当町の場合、後継者となり得る人が農業者の中に結構いるのですが、早くから両親とともに経営に携わって、みんな5年を超えてしまっているのです。それで、この間農協ともいろいろ、あの人は、この人はとかと具体的に聞いていったのですけれども、みんな5年を経過してしまって対象外となっている。これから対象となり得る人は、余りいないということなのです。それで、私ごとで大変恐縮なのですが、私の家も後継者がおりまして、私が65になるのを待つと5年を超えてしまうのです。そうすると、65歳にならないうちに継承してやらないとこの対象から外れるという、そういう問題があります。それでまた、農業者に限らず、商工会、商店等の後継者も私は同じように考えてやらなければならないのかなというふうに思います。ですが、商工会のほうからも、店を自分の子供に渡すときに何がしかの支援があるというような話は私は耳にしたことがありません。そういう点で、私何回も申し上げるのですけれども、農業者の場合は自分の家を継ぐよりも隣の家に新規就農したほうが国の支援はある、町も手厚く支援してくれる、絶対いいのです。私は、たとえ自分の家の経営を継いでも新規就農には変わりはないというふうに考えております。こういうような点から、本町の活性化のためにも商店あるいは農業者の自営業の次世代への支援が必要だというふうに考えておりますが、このことについて考えをお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 柳澤議員の自営業の次世代経営者に対する支援について、まちづくり推進課長に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） ご答弁申し上げます。

国は、少子高齢化の対策に的確に対応し、人口の減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創生本部を立ち上げ、市町村に対し地方版総合戦略5カ年計画を平成27年度中に策定するよう義務づけております。こうした状況を踏まえ、当町におきましても今後地方版総合戦略5カ年計画を策定することとなりますので、本件に関しましてもそうした会議の中でどうあるべきか協議を進めると同時に、そうした事業が国の交付対象事業になるか見きわめていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） ただいまの答弁で地方版総合戦略にかかわっての国の交付金を一つの対象としているようですが、これはこれからの計画を策定して、今度国がどう判断するかという、それ待ちということになりますけれども、これはこれで国からの交付金がつけば、私はそれにこしたことはないというふうに思います。ただ、町の考え方としても一度お伺いしたいのですけれども、交付金頼みなのか、それから当町においても過去には商店には増新築に1,000万円の補助を出して、未永く経営を続けてほしい、それから農業者に対して継承したときに100万円、いわゆる就農祝金ということで、そういう町独自の補助金を出してきております。それで、農業者に対しても、それから商店に対しても、私も質問しながらそういうところを把握していないのはちょっと私としても情けないのですけれども、果たしてどういう支援をしてやるのが一番いいのか、現金でぼんと渡してしまうのか、あるいは利子補填をしますよとかという、どういうのがいいのかというのはまだ私も把握はしていないのですけれども、町独自でもそういう支援をしていこうという考えを持っているかどうかなのです。交付金が当たらないとその話もチャラだよということではどうかなと思うので。それから、あと使い道です。特に以前行われた農業者の祝金は、機械を買うときにその機械代の一部として限度額100万円という。ただ、使い道のある程度限定してしまうとこれもまた問題があるのかなと、経営の中に生かしていけるのであれば経営の中でどうぞご自由にお使いくださいというようなものにしてあげないとなかなか効果があらわれないのではないかなと。国の交付金もいいのですけれども、結構これも条件がついてきたりするのではないかなという危惧をちょっと私は抱いているので、最悪でも町独自で、どこまでできるかという問題はありますけれども、町独自で考えていこうという気持ちがあるかどうか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） まず、地方創生の中心的なものについては、私が言わなくても柳

澤議員も知っていると思いますけれども、若者を都市から地方に移行させて、仕事を与えて若者を定住させると、こういうような考え方であります。それに伴って地方の総合戦略5カ年計画をつくるわけでありますから、国からお金をもらえるのであれば、もらったほうが得だと、こういうような考え方からして、担当課長が先ほど答弁したとおりであります。今例として農業の担い手の皆さん方に、平成4年だと思いましたが、いろいろな対策をやりました。農業高校なり農業関係の大学へ行くような場合については奨学資金を出しますと、そして結婚をしてお子さんができる場合、交通費とそれぞれ3日ずつのヘルパー利用料金を出すと、それから学校が終わって帰ってきて就農した場合については就農祝金として当時20万円の定期預金を出すと、そして最終的に継承した場合については100万円を出して、継承として100万円以上かかる場合については100万円を超えた部分は本人が出すと、そういうようなことで100万円、農業に関する施策でありましたから、少なくとも農業機械だとかいろいろなものに充当して交付をしたと、こういうようなことがありました。

今柳澤議員が我々に質問しているのは、農業者であれ商業者であれ、私も担い手対策としてそういう面で若者がこの地域に定住をすると、一つの施策として考える必要性はあるのかなと。ですから、国からの使い勝手のいい交付金が当たらなければ、町が独自でそういう施策をするということも一つの考え方になろうかなと思います。期間だとか額だとか、いろいろ難しい面もありますけれども、それは商工会だとか農業協同組合だとか、いろいろとそういう機関と協議をしながら決めていくと。今青年の該当する経営型と準備金と2種類ありますけれども、1人当たり年間150万円です。そして、準備のほうについては2年間、それから経営のほうについては5年間、年収が250万円を超える場合については中止と、こういうようなシステムがありますから、額だとか期間だとか、そういうことは別にして、検討する必要性はあるのかなと、このように思います。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） わかりました。ぜひこういう趣旨に沿って実現されますことを期待して、質問を終わりたいと思います。

○議長（村山義明君） これで柳澤さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受け付け番号6番、議席番号4番、東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 東海林が質問させていただきます。

1点目は、有害鳥獣施設の運営に関して質問いたします。処理施設もでき上がりました、今年度中に操業するということになっております。今年度中に操業するまでにおいては、いろいろなことを準備しなければならないと思いますけれども、運営体制は現在どうなっているのか、また今年度中の見込みについて伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 東海林議員の有害鳥獣処理施設の運営について、平中産業建設課参事に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 平中産業建設課参事。

○産業建設課参事（平中敏志君） それでは、私のほうからご答弁申し上げます。

有害鳥獣処理施設につきましては、10月15日に工事が完了し、11月1日付で町振興公社と業務委託契約を締結しております。施設の稼働につきましては、平成27年2月から準備を進め、3月から本格稼働を行う予定としております。施設の運営につきましては、委託会社において作業員1名と回収時の補助作業員1名を新たに採用していただくこととしており、施設の運営に携わる作業員につきましては既に募集を行っております。回収時の補助作業員につきましては、3月からの雇用として年明け後に募集を行う予定としています。施設の運営に携わる職員につきましては、稼働準備期間中において既稼働施設での研修等を行うなど、処理方法等について習得していただくよう取り進める予定であります。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林幸幸君） 予定と計画はわかりました。ただ、ここでちょっと疑問に思うのが二、三点ありますので、もう一度お願いいたしますけれども、まず募集しておりますのですが、応募はあったのでしょうか、どういう方が決められたのか、これから決めるのか、そういった問題。実際に施設が動くまで、町としてもいろいろ心配事がたくさんあると思うのです。その辺をまず伺いたいと思いますし、実際に3月から本格稼働というのだけれども、本当に3月からできる状況に人員体制も含めてなるのかどうか。または、うがった見方をして、2月あたりにとった鹿はどうなるのかなとか、要らない心配かもしれませんけれども、あります。そういったことも含めて、今年度中の運営計画に町としていろいろ計画、予定はしているけれども、実際に稼働するまでに課題はないのでしょうか。もしあれば、私たちも一緒に心配したいと思うのです。そういう意味で、実施計画、実施予定どおり事は進んでいると、全く懸念するものはないということになっている状況なのか伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 平中産業建設課参事。

○産業建設課参事（平中敏志君） まず、運営に携わる作業員の応募ですが、11月10日までに委託会社のほうで募集をしておりますして、町内の方で2名の応募がありました。そのうち町内の50代の方を採用する方向ということで確認させていただいております。

2点目の今後の運営の部分ですけれども、まず2月の運営の準備につきましては、施設の減容化の処理を始める菌床、菌をつくっていくのですけれども、その菌床を立ち上げるということで、菌を立ち上げる会社と委託契約を結んで、その中で2月に菌がうまくできるようにということで準備をしていくという予定であります。そのときには一部個体が必要になるということで聞いておりますので、2月中に捕獲された個体で回収可能なものについてはその施設内で試験稼働の中で使うという考え方をしております。実際に今現在、2月なので厳寒期ということで、うまく立ち上がるかどうかということで委託会社のほうとも話をしておりますけれども、何とか2月中に早い段階から準備を始めて、3月には稼

働ができるようにということで今調整を図っている段階であります。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 計画的に運営計画はきちっと進んでいるようで、安心いたしました。よろしくお願いします。

それで、初めての事業ですから、担当者としても平中参事のいろいろご心配なこともあると思うのですが、これを立ち上げるために関係者で運営協議会みたいなものをつくりましたね、それらとの協議、それから立ち上がった後の協議も継続される予定なのかどうか、その辺伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 平中産業建設課参事。

○産業建設課参事（平中敏志君） この施設を立ち上げるときに検討させていただきました検討委員会につきましては、平成25年度で一応解散をしております。その後のこの施設の稼働に向けての協議につきましては、猟友会を初めとした狩猟者の方たちと協議を進めているところであります。今後の捕獲から回収に向けての細かい協議だとかは、今後も進めていきたいというふうに思っています。その中で出てきた課題につきましては、その都度どういう対応ができるか具体的に委託会社のほうと協議をしながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 再々質問まで終わりましたから、今のお答えでよろしいかと思えますけれども、もし25年度中に検討会が終わってしまったと、でもその後もそういったメンバーの意見はいろいろ聞いているよということであれば、今後の問題としていろいろ、この施設についての運営協議をする組織として立ち上げるまででなく、その後の運営協議会みたいなものをつくると私たちも安心かなと思うので、その件をご検討いただければと思います。よろしくお願いします。

2つ目でございますが、議会に対する報告事項の基本的な考え方はいかがなものでしょうかという質問でございます。法律、条例などに基づく報告事項以外で理事者として議会に対して報告すべき事項の基本的な考え方を伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 議会に対する報告事項の基本的な考え方について私からお答えをいたします。

法律、条例、会議規則などに規定されるもの以外に長から議会への報告義務はありませんけれども、重要な事業の執行状況や閉会中の主な出来事については行政報告として随時報告をしております。行政報告は事実上のものであり、重要な問題の経過について議会側が承知できる利点もありますけれども、議員の一般質問より前に行った場合、せっかく準備した質問がそのために新鮮味がなくなることや議会が長の諮問機関化するといったマイナス面もあり、今後とも真に重要な問題について簡潔に経過とてんまつを報告する所存でございます。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 町長の基本的な態度は私が思っていたとおりでございまして、答弁としては全く問題ないと思いますし、このとおりだと思います。ただ、文言の中には、では真に重要な問題とはどんな問題という、そういった細かいことに触れるようなことにもなりますけれども、それはそれで一般的に重要と思われることを重要な問題と言っているとしても、私たちが行政報告として、または行政報告にないことでも重要な事項についてはお知らせいただきたいものの中にはあると思うのです。これは町長部局のほうでないとしても、例えば教育委員会の問題でも今までに、9月に定例議会にも出てきたのでしょうか、教育行政評価の問題がありました。行政評価の中で、これは例えばの話ですから、そういう意味で聞いていただきたいと思うのですが、教育目標が余りにも古いのではないかという話が出ましたよね。それと同時に、本町の教育目標の中に学校教育だけがあって、社会教育が欠落していると、これは何なのだという話がありました。これについては、教育長として早急に見直しをかけて正常な形にしたいというような答弁があったと思います。その件が今どうなっているのかなという疑問もあります。今検討中で、来年度からははっきりとその辺を明確にしたいという段取りができているのかどうか、こういったことについてもその後どうなったのかということでは知りたいところであります。

または、例えばこれも9月の議会に出たことですが、優秀な乳牛の導入事業が突然出てきて、事業は7月からやっているのに9月の予算化というちょっとなじめない問題がありました。しかし、農業を基幹産業と言い、少なくなったとはいえ37戸の農家があるという、その農家に対して100頭もの乳牛を町費として1頭5万円補助すると、その結果どうなったという話は全然聞いていないのです。100頭予定して、50頭で終わったのか、または100頭を超えて110頭になったのか、超えた10頭はどうしたのか、何戸の農家からあって、少ない農家で何頭でした、多い農家で何頭でしたぐらいの報告は、突然出た臨時事業であれば当然報告するのは当たり前でしょう。だから、そういうことも言わないでいて、重要な問題はやりますよという、町長はもう終わる人なのだから、これは議会との約束事項みたいに、町長が仮に終わってもちゃんとそのことについては今後も継続した内容として議会報告の事項として捉えるよというような町長との約束事項みたいなものを誰にかわっても継続するという形にしてほしいと思うのです。

今2つ挙げた例、もしわかればお答えいただければと思います。

それで、町長に、どっちが卵か鶏かのような話になりますけれども、行政報告というか、事業の結果報告をするというのは一体誰が考えるのでしょうか。課長職として受け持った事業を、これはどういうようになったのか、どういう経過をして、これはやっぱり議会に報告すべき事項だなと課長職が思うのか、町長がトップダウンで、この件については議会に報告しなければならないと、ある時期が来たらきちっと報告しなさいとトップダウンで町長が指示するのか、こんなことを一々町長がやっていたら大変だなと私は思うのです。これは、やっぱり所管を担当する課長たちがこれは報告すべき事項だなと町長と協議しなが

ら、しかるべき時期に結果報告をするというようなことが私は望ましいと思うのだけれども、町長の考え方としてどっちなのでしょう、課長からなのか、町長からなのか、ちょっとその辺を聞かせてください。

それから、そのことに関すると、一体そういうようなお話し合いというか課長との協議はいつ、どういう形でやられるのかなという想像をしているのですが、私は少なくとも議会が終わった後いろいろ町長と課長職との議会の総括をしているのだらうと思うのです。その折に、この件については検討すると言ったのだから、検討した結果をちゃんとやりなさいと課長に言っているのか、多分言っていると思うのですがけれども、そのときの捉え方が私たち議員としての考え方と若干違うのは仕方ないのですがけれども、この件については報告すべき事項だなどして捉えることをどういう町側のシステムの中で感じ取ることができるのか、その辺、ちょっと細かいことですがけれども、伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 柴田教育長。

○教育長（柴田 弘君） ご答弁いたします。

教育委員会の関係のいきいきふるさと常任委員会の事務調査報告の中で出されている事項につきましては、教育委員会議に報告いたしまして、その対策等について協議してきておるところであります。本来であると議会の行政報告の中に報告すればよかったのですが、取り組み方の中で検討委員会議の立ち上げを計画しておりまして、検討委員会議の立ち上げをまだ行っておりませんので、報告をちょっと今回ためらったところであります。そんなことで、議会から、いきいきふるさと常任委員会から指摘された意見等は、着実に教育委員会議の中で進めていく所存であります。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） いつから、それをやる経過は、来年度に向けてやれるのかという話。

○議長（村山義明君） 柴田教育長。

○教育長（柴田 弘君） 計画につきましては、年度内を目途にして進めていこうとは思っております。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 私からその他の質問についてお答えをいたします。

まず、乳牛の導入の関係でありますけれども、17戸で100頭導入をいたしました。農協からそれぞれ名字も入れて報告を受けておりますから、そのとおり17戸で100頭入れたと、こういうようなことでご報告させていただきます。

それから、行政報告の発案というか、決める関係については、毎回毎回総務課長からそれぞれの課長にパソコンで連絡をとって、行政報告する事案がないかどうかと、こういうようなことで流しておりまして、それに基づいて行政報告をさせていただいていると、こういうことでご理解いただければなと思います。

また、議会終了後には必ず私どもは課長会議の中で、議会の中で意見があった事項、ま

たは検討すると言った事項について早急に取り組むようにと、こういう指示をそれぞれの課長にしております。

以上であります。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 私はこれにちょっとこだわってしまったのですけれども、一般の住民の方から何人かの方から言われたことがあります。町の広報を見ても、いろいろ議員の質問に対して検討していると、それから私が個人的に出している議会だよりについても、これは検討課題だというふうにしているけれども、その結果どうなったのかというのがわからないではないかという言い方をされるわけなのです。私も全くそのとおりだなと思いますので、仮に私たち議員だけがわかってもだめな問題で、広く一般の人たちに、あの予算はこういう結果になったよと知らせる。町広報にとっても、この事業はこういう効果があったよと、町がやった事業の宣伝なのだから、こんなに効率的に使いましたよということを町の広報紙に、むしろ誇って町のやったこんな事業はこういういい効果があらわれたというような形で町民の皆さんに知らせる。今までの広報の中でも大事なところがちょっと欠けていたと私は思うのです。そういう思いがありまして聞きました。

町長から今わざわざ乳牛の話が出たのですけれども、37戸の農家が全部のわかるようないい話でないかと私自身は思っていたのだけれども、意外と17戸とかと半数以下なのだけれども、どうしてそんなことになるのかなと。1頭に農協の助成も入れたら10万円も助成してくれるのに、どうしてそんな程度しかなかったのかなという疑問がどうしても思います。それと、100頭といたから100頭で打ち切るよといってみんな納得するのならいいけれども、うまく締め切りまでに100頭になったのですか、103頭とか105頭申し込みあったのだけれども、最後のほうはあなたは申し込みがおくれたからだめなのだよと言って切ったものなのか、それではせっかくの事業意図を損なうような気もして、また町費として100頭だったら100頭の500万円しかだめということにしてしまったものなのか、その辺の線の引き方。せっかくいい事業であれば、101頭や103頭であれば足してあげてもいいのではないかなという思いは私自身にあります。何で100頭だったのか、何で17戸だったのか、その辺、これは町長でなくていいですから、担当者から伺えればいいと思います。

そんな思いでありますから、せっかくいい行政、いい事業をしていただいたということであれば、幅広く町民の皆さんにこんな効果がありましたよとお示しいただけるような、そういう広報活動をしていただきたいものだなと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 乳牛導入の関係については、細かいこともありますから担当のほうに後ほどお答えをさせますけれども、重要な事項等について広報で町民に知らせたらいいのではないかと、こういうようなお話がありました。本当に町民が興味を持っている、ま

たは町民が知りたいようなことは、できるのであれば広報で町民に知らせると、こういうようなことが必要だと、こういうぐあいに考えますから、担当課長に指示をいたします。

○議長（村山義明君） 平中産業建設課参事。

○産業建設課参事（平中敏志君） 乳牛導入事業につきましては、希望頭数を先に取りまとめを農協のほうでしておりまして、希望頭数としては115頭の希望があったようですが、農協の事業との絡みもありまして、農協のほうで100頭で締め切りますということで、早い者順ということではなくて、入れたい頭数の状況を見ながら、比較的多いところは切ってというか、という調整をしていたということで聞いています。最大は1件で15頭です。最低は1頭からと。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 細かいことまでお知らせいただき、ありがとうございます。こんなことを一々一般質問の中で聞かれないようにしていただくのが私の願いでありますので、一般質問した趣旨でありますから、これで終わりますけれども、なるべく明るく透明に今後とも議会活動を私たちはしたいと思っておりますし、町側もそういう対応をしていただければと思います。

まずは、きょうはありがとうございました。終わります。

○議長（村山義明君） これで東海林さんの一般質問は終了しました。

以上で一般質問は終了しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時20分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を続けます。

議案第56号～議案第57号

○議長（村山義明君） 日程第7、議案第56号 中頓別町議会の議員及び中頓別町長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の制定の件、日程第8、議案第57号 中頓別町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定の件を一括議題とします。

本件について順次簡略に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第56号 中頓別町議会の議員及び中頓別町長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の制定について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

議案第57号 中頓別町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定について、小林保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） それでは、3ページをお開きいただきたいと思います。制定の趣旨が書かれておりますが、この制定の趣旨自体が簡略に書かれておりますので、読み上げてご提案にかえさせていただきます。

本町の議会議員及び町長選挙では、これまで候補者同士が自主的に掲示場設置に係る経費と場所を決める方式がとられており、公費負担が一切伴わないものでした。民主主義実現のためのコストとしての選挙公営制度は、候補者の選挙運動に係る経費の負担をできるだけ軽減することにより、立候補の機会均等を図るとともに、明るい選挙、正しい政治を目指すものであり、全国、全道的にもポスター掲示場の設置費用は公費負担とする自治体がほとんどであることから、公職選挙法に基づき本条例を制定するものでございます。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） 議案第57号 中頓別町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定について、ご提案の趣旨を説明させていただきたいと思います。

7ページをお開きください。制定の要旨でありますけれども、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て新制度のもと、小学校就学前子供の保護者からの申請を受け、町が客観的な基準に基づき保育の必要性の認定を行う必要があるため、この条例を制定するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となりました議案第56号及び議案第57号は、いきいきふるさと常任委員会に付託して審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号及び議案第57号は、いきいきふるさと常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

常任委員会審査のため、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 3時13分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

日程の追加

○議長（村山義明君） お諮りします。

ただいま議案第56号及び議案第57号について、いきいきふるさと常任委員会委員長報告が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号及び議案第57号のいきいきふるさと常任委員会委員長報告を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題とすることに決定しました。

議案第56号～議案第57号

○議長(村山義明君) 追加日程第1、議案第56号 中頓別町議会の議員及び中頓別町長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の制定の件、追加日程第2、議案第57号 中頓別町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定の件、いずれもいきいきふるさと常任委員会委員長報告を一括議題とします。

本件について、いきいきふるさと常任委員会委員長の報告を求めます。

星川さん。

○いきいきふるさと常任委員長(星川三喜男君) 平成26年12月16日、中頓別町議会議長、村山義明様。

いきいきふるさと常任委員会委員長、星川三喜男。

いきいきふるさと常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

事件番号、議案第56号 議案名、中頓別町議会の議員及び中頓別町長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の制定について、審査の結果、可決。

議案第57号 中頓別町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定について、審査の結果、可決。

以上、報告といたします。

○議長(村山義明君) 報告が終わりましたので、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより議案第56号 中頓別町議会の議員及び中頓別町長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の制定について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認めます。

これより議案第56号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第56号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号 中頓別町議会の議員及び中頓別町長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第57号 中頓別町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認めます。

これより議案第57号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第57号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号 中頓別町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例は委員長報告のとおり可決されました。

散会の宣告

○議長(村山義明君) これで本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、あすは午後1時から会議を開きます。

ご苦労さまでした。

(午後 3時18分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員